

# 大町市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月 策定

長野県 大町市

## ◆過疎対策の概要

過疎対策とは…

過疎地域（※）での住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性のある魅力的な地域づくりを進め、森林や農地、農山村を適正に管理して美しい国土を保全し、過疎地域の多面的機能を発揮して、国民生活に重要な役割が果たせるようにするためのものです。

※過疎地域とは、地域の人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位な状態である地域。

## ◆過疎対策の経緯と目的

過疎地域において、今回を含め5次にわたり議員立法により過疎法が制定されています。

法律名 (期間)	目的	対象地域の推移			
		大町市			
			旧大町市	旧八坂村	旧美麻村
過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年度～昭和54年度)	人口の過度の減少防止・地域社会の基礎を強化・住民福祉の向上	—	—	●	●
過疎地域振興特別措置法 (昭和55年度～平成元年度)	過疎地域の振興・住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正	—	—	●	●
過疎地域活性化特別措置法 (平成2年度～平成11年度)	過疎地域の活性化・住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正	—	—	●	●
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年度～平成21年度)	過疎地域の自立促進・住民福祉の向上・雇用の増大・地域格差の是正・美しく風格ある国土の形成	—	—	●	●
3市村合併(平成18年)		◎	—	(◎)	(◎)
過疎地域自立促進特別措置法 (期限延長:平成22年度～令和2年度)		◎	—	(◎)	(◎)
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年度～令和12年度)	過疎地域の持続的発展・住民福祉の向上・雇用機会の拡充・地域格差の是正・美しく風格ある国土の形成	●	(●)	(●)	(●)

◎印は「一部過疎」:平成18年の合併に伴い、過疎地域自立促進特別措置法(令和3年3月31日廃止)2条の規定により、過疎地域の市町村として指定されていた旧八坂村、旧美麻村の区域については、合併後も同法第33条2項の規定により過疎地域とみなされ、同法が適用されてきました。

## ◆過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に制定された法律です。

### 【具体的施策】

#### ●財政上の特別措置

- 国の負担又は補助の割合の特例等
- 過疎地域の持続的発展のための地方債（過疎対策事業債）

#### ●持続的発展の支援のためのその他の特別措置

- 基幹道路の整備
- 公共下水道の幹線管渠等の整備
- 高齢者の福祉の増進
- 医療の確保
- 日本政策金融公庫等からの資金の貸付け
- 減価償却の特例
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 など

#### ●持続的発展の支援のための配慮措置

- 移住及び定住の促進、人材育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保
- 農林水産業その他の産業の振興
- 中小企業者に対する情報の提供等
- 観光の振興及び交流の促進
- 就業の促進
- 情報の流通の円滑化
- 生活環境の整備
- 保育サービス等を受けるための住民負担の軽減
- 教育の充実
- 地域文化の振興等
- 再生可能エネルギーの利用の推進
- 自然環境の保全及び再生
- 規制の見直し など

## ◆過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における過疎地域の要件

全部過疎：人口要件（長期①、長期②又は中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たすこと。

種 類	指 標	基本的な要件		大町市
		期 間	基 準 値	
人口要件 （長期①）	人口減少率 （長期）	S50→H27 （40年間）	人口減少団体平均 （28%以上減少）	37,311人→28,041人 24.9%減少 ×
人口要件 （長期②）	高齢者比率	H27	同上（35%以上）	9,766人/27,696人※ <b>35.3%</b> ○
高齢者比率又は若 年者比率を満たす 場合、人口減少率 の基準値を緩和	若年者比率	H27	同上（11%以下）	3,098人/27,696人※ 11.2% ×
	人口減少率 （長期）	S50→H27 （40年間）	23%以上減少	37,311人→28,041人 <b>24.9%減少</b> ○
人口要件 （中期）	人口減少率 （中期）	H2→H27 （25年間）	人口減少団体平均 （21%以上減少）	34,300人→28,041人 18.3%減少 ×
財政力要件	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 （0.51以下）	<b>0.44</b> ○

※総人口から年齢不詳数を除いた人口

# 目 次

◇ 基本的な事項	
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況や評価に関する事項	12
(7) 計画の期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
2 産業の振興	19
3 地域における情報化	31
4 交通施設の整備、交通手段の確保	35
5 生活環境の整備	39
6 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
7 医療の確保	52
8 教育の振興	55
9 集落の整備	61
10 地域文化の振興等	63
11 再生可能エネルギーの利用の推進	67
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	69
◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	71

## ◇ 基本的な事項

### (1) 市の概況

#### ア 自然的条件

長野県の北西部に位置する内陸都市で、北は白馬村、東は長野市、小川村、南は池田町、松川村、西は富山県、岐阜県などと接しています。

地勢は、西に北アルプスの雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に囲まれた里山地帯で形成されています。気候は、内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴です。夏は日中比較的気温が上昇しますが、朝夕は涼しく、湿度が低いため、しのぎやすい気候です。冬は厳しい寒さで、山間地だけでなく、平坦地においても降雪量が多いのが特徴です。

#### イ 歴史的条件

この地域は、今から千年以上前の平安時代から豪族仁科氏によって治められてきました。仁科氏が京と結びつきが強かったこともあり、中央の文化を取り入れながら独自の文化を育み、多くの文化財が残されています。また、古くからこの地方は内陸信濃と日本海側を結ぶ「千国道」(糸魚川街道・通称「塩の道」)が開かれ、交易が盛んでした。特に江戸時代になると、大町は海産物や塩、麻、たばこ等の集散地として栄えました。

明治維新後は松本県、ついで筑摩県の管理下に入り、明治9年以降は長野県となりました。この間、合併が進み、明治8年には大町村、平村、社村、常盤村となり、その後、大町村は明治15年に大町へと名称変更し、同22年の町村制施行により移行しました。さらに、これら1町3村は昭和29年に合併して大町市となり、平成18年1月には隣接する八坂村、美麻村を編入合併し、更に市域を拡大し新たなまちづくりを推進しています。

#### ウ 社会経済的条件

国道、県道が市内を通過し、市域を連絡する重要な路線としての役割を担っています。また、オリンピック道路の整備により、大都市圏がより身近になりあらゆる分野での地域間交流を拡大させ、産業、経済、観光等において大きな影響を与えています。

土地利用については、恵まれた自然環境・条件を活かしながら稲作中心の振興が進められてきました。

観光については、立山・黒部アルペンルートをはじめ多くの観光資源を有し、全国に親しまれる観光地として発展を続け、多くの観光客が訪れています。

#### エ 過疎の状況

##### 【大町市全域】

本市の人口は、昭和50年の37,311人から、平成27年には28,041人となり、24.9%減少しています。また、平成2年の34,300人からは18.3%の減少となっています。15歳から29歳までの若年者数も減少しており、若年者比率は、昭和50年の20.8%

から、平成 27 年の 11.2%に低下しています。逆に、老年人口（65 歳以上）は大幅に増加しており、高齢者比率は、昭和 50 年の 9.5%から、平成 27 年の 34.8%へと上昇しています。

このような人口減少と少子高齢化の進展により、令和 3 年 4 月施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎法」という。）第 2 条 1 項に規定される要件に該当したことから、大町市の全域が過疎地域に指定される「全部過疎」となりました。

#### 【八坂地域・美麻地域（旧過疎法に基づく過疎地域）】

八坂地域（旧八坂村）及び美麻地域（旧美麻村）は、昭和 45 年の過疎地域対策緊急措置法により過疎地域に指定され、平成 18 年の市村合併後においては、過疎地域自立促進特別措置法（以下、「旧過疎法」という。）における「一部過疎」の地域として指定されていました。

八坂・美麻地域を合算した人口は、昭和 50 年の 3,467 人から、平成 27 年には 1,783 人となり、48.6%減少しています。また、平成 2 年の 2,703 人からは 34.0%の減少となっています。15 歳から 29 歳の若年者数は大きく減少しており、若年者比率は、昭和 50 年の 20.5%から、平成 27 年の 9.9%に低下しています。逆に、老年人口（65 歳以上）は大幅に増加しており、高齢者比率は昭和 50 年の 14.5%から平成 27 年の 34.7%と上昇しています。

#### 【これまでの対策と今後の見通し】

八坂地域及び美麻地域においては、昭和 45 年の過疎地域の指定以来、市村合併後においても、農林業、観光を主体とした産業振興や市道改良、ケーブルテレビ網等の交通・情報通信整備、市営住宅等の生活環境、福祉施設の整備、簡易水道、生活排水処理施設等の生活環境整備、集落移転や定住促進住宅の整備等の移住・定住の促進など、安心して快適に生活を送るための環境整備を行うとともに、集落機能の維持や若者の定住促進を図ってきました。大町市が全部過疎に指定された令和 3 年度以降も、過疎対策の重点地域に位置付け、引き続き過疎対策事業を実施しています。

全部過疎に指定された令和 3 年度以降には、人口減少と少子高齢化の進展に対応するため、定住促進住宅の建設や山村留学の支援等の「移住・定住・地域間交流の促進」、農業施設の改良や観光拠点整備等の「産業振興」、CATVの光化などの「情報化推進」、道路や橋梁の新設・改良事業等の「交通施設の整備」、簡易水道施設の整備やごみ処理広域化等の「生活環境の整備」、診療所運営支援等の「医療の確保」、学校再編に伴う校舎改築やスポーツ施設整備等の「教育の振興」、小さな拠点整備の支援等の「集落の整備」、山岳博物館施設整備等の「地域文化の振興」など、財政力が比較的弱い当市において、過疎対策事業債等の国の財政的支援を有効に活用しながら、地域社会の活力創出や生産機能及び生活環境等の整備、向上に取り組んできました。

これらの過疎対策により一定の成果は見られるものの、次世代を担う若年世代の流出や児童・生徒数の減少などによる地域の活力低下やコミュニティの維持・存続は、なお厳しさを増しており、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力の更なる向上を実現するためには、継続して過疎対策に取り組む必要があります。

オ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向

【大町市全域】

昭和 35 年の国勢調査において、第一次産業が 65.5%、第二次産業が 17.3%、第三次産業が 17.2%と、第一次産業の占める割合が高く、昭和 50 年までは、産業別就業人口の中で第一次産業の占める割合が一番多い状況が続いていましたが、その後は、調査ごとに第二、第三次産業への移行が進み、令和 2 年は、第一次産業が 9.0%、第二次産業が 27.8%、第三次産業が 63.1%となっています。

今後は、都市・地域間交流を進める中で、地域の人的、物的資源を最大限に活用した特色ある産業の創出、農林業・観光業・商業等の異業種間の連携による産業振興、少子高齢化やDX等の時代の変化に対応する経済活動の展開など、地域経済の発展のため、ニーズにあった施策を実施することが重要となっています。

【八坂地域・美麻地域（旧過疎法に基づく過疎地域）】

昭和 35 年の国勢調査において、第一次産業が 81.2%、第二次産業が 9.0%、第三次産業が 9.8%と、第一次産業の占める割合が高く、昭和 50 年までは、産業別就業人口の中で第一次産業の占める割合が一番多い状況が続いていましたが、その後は市全域と傾向を同じくして、調査ごとに第二、第三次産業への移行が進んでいます。

今後は、産業構造の変化を踏まえ、地区の人的、物的資源を最大限に活用した特色ある産業の創出、農林業・観光業・商業等の異業種間の連携による産業振興、少子高齢化やDX等の時代の変化に対応する経済活動の展開など、地域経済の発展のため、ニーズにあった施策を実施することが重要となっています。

また、地区内外とのネットワークを活かし、地域の課題を複合的に解決するコミュニティビジネスなど、従来型の産業構造に寄らない新たな産業形態の創出などの取り組みを模索していくことが重要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市全域の人口の推移を見ると、令和 2 年の国勢調査では 26,029 人であり、昭和 55 年の 36,083 人と比較すると、40 年間で 10,054 人、27.9%の減少となっています。過疎地域の指定を受けた昭和 50 年からの 40 年間では 24.9%の減少であったころから、更に人口減少が進んでいます。年齢構成比の推移を見ると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少している一方で、老年人口（65 歳以上）は大きく増加しており、更に少子高齢化が進行しています。

産業就業別人口の比率を見ると、第一次産業では、昭和 35 年の 65.5%から令和 2 年には 9.0%と大幅に減少しており、農業離れが進んでいます。第二次産業では、昭和 35 年の 17.3%から平成 2 年には 45.5%と増加を続けてきましたが、その後減少に転じ、令和 2 年には 27.8%に減少しており、景気の悪化による建設業の縮小等が主な要因であると見られます。第三次産業では、昭和 35 年の 17.2%から、令和 2 年には 63.1%と増加しており、これは情報関連産業を中心とするサービス業等の成長が主な要因と見られ、今後も増加が見込まれます。

今後の人口の見通しとしては、合計特殊出生率の上昇や人口流出の抑制などの人口対策が何ら講じられない場合、社会・自然のダブル減少の影響が加速度的に増幅することが予想され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は2040年頃に18,000人程度にまで減少するものと推計されています。

表1－(1) 人口の推移（国勢調査） 市全域

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 36,083	人 34,300	% △4.9	人 32,145	% △10.9	人 28,041	% △22.3	人 26,029	% △27.9
0歳～14歳	7,860	5,734	△27.0	4,489	△42.9	3,030	△61.5	2,460	△68.7
15歳～64歳	23,969	22,576	△5.8	19,086	△20.4	14,900	△37.8	13,174	△45.0
うち15歳～29歳 (a)	6,413	6,058	△5.5	4,199	△34.5	3,098	△51.7	2,833	△55.8
65歳以上 (b)	4,254	5,946	39.8	8,567	101.4	9,766	129.6	9,891	132.5
若年者比率(%)	17.8	17.7	—	13.1	—	11.2	—	11.1	—
高齢者比率(%)	11.8	17.4	—	26.7	—	35.3	—	38.8	—

※増減率：昭和55年人口を基準として算出

若年者比率：(a) / 総数から年齢不詳数を除いた人口

高齢者比率：(b) / 総数から年齢不詳数を除いた人口

表1－(2) 人口の推移（国勢調査） 八坂・美麻地域合算

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,117	人 2,703	% △13.3	人 2,347	% △24.7	人 1,783	% △42.8	人 1,606	% △48.5
0歳～14歳	520	413	△20.6	394	△24.2	221	△57.5	198	△61.9
15歳～64歳	2,053	1,646	△19.8	1,206	△41.3	221	△89.2	798	△61.1
うち15歳～29歳 (a)	617	437	△29.2	268	△56.6	175	△71.6	150	△75.7
65歳以上 (b)	544	644	18.4	747	37.3	617	13.4	586	7.7
若年者比率(%)	19.8	16.2	—	11.4	—	9.9	—	9.5	—
高齢者比率(%)	17.5	23.8	—	31.8	—	34.7	—	37.0	—

※増減率：昭和55年人口を基準として算出

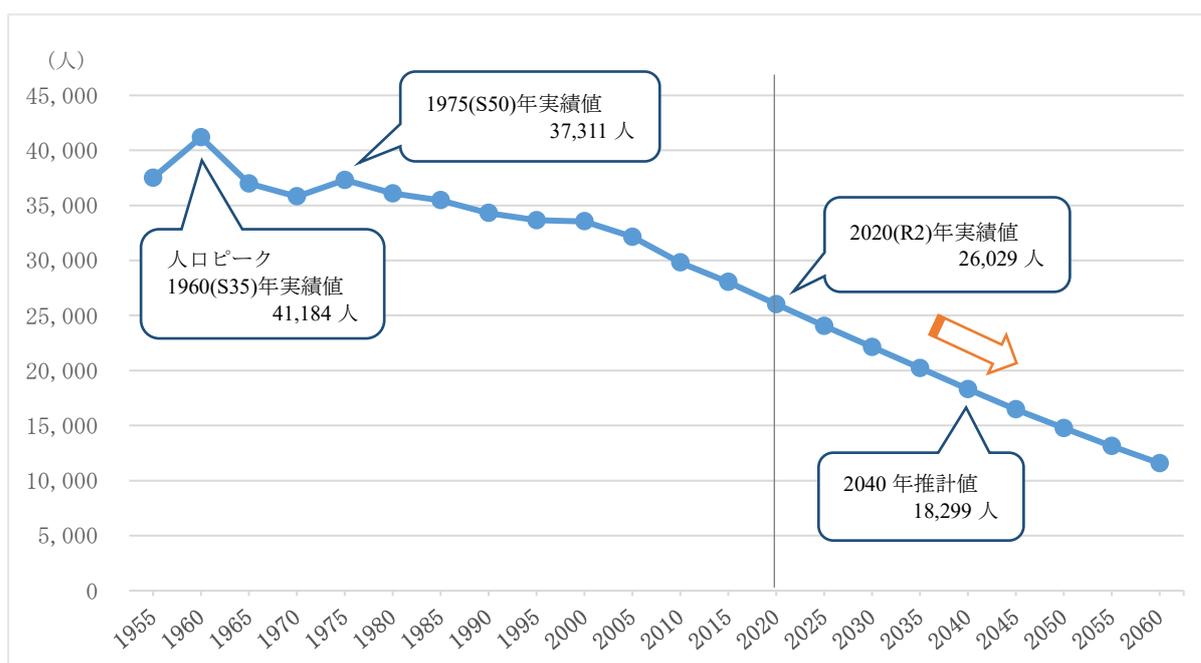
若年者比率：(a) / 総数から年齢不詳数を除いた人口

高齢者比率：(b) / 総数から年齢不詳数を除いた人口

表2 産業別就業人口比率の動向（国勢調査） 市全域

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数(人)	22,168	20,755	△6.3%	19,212	△7.4%	14,018	△27.0	12,168	△13.2
第一次産業(%)	65.5	33.4	—	15.6	—	9.0	—	9.0	—
第二次産業(%)	17.3	37.2	—	45.5	—	28.9	—	27.8	—
第三次産業(%)	17.2	29.0	—	38.7	—	62.2	—	63.1	—

表3 人口動向の推移と国立社会保障・人口問題研究所による推計



### (3) 行財政の状況

(年)

本市の令和6年度の決算状況（普通会計）を見ると、歳入合計19,113,558千円、歳出合計18,601,227千円、実質収支額327,601千円となっています。

健全化判断比率の4つの指標のうち、本市の実質公債費比率は、平成20年度決算で19.9%と、市債の発行に知事の許可が必要とされる18%を超える状況となったことから、財政の健全化に努めた結果、令和6年度決算では8.3%まで改善しており、今後も引き続き財政の健全化に努めます。

今後の財政運営においては、行政評価の実施により、事業の重要度・緊急度の検証を進め、これまで以上に重点的・効果的な予算配分を行うとともに、自主財源の確保を図るなど、効率的で安定した財政運営に努め、財政の健全化を一層進める必要があります。

表4－(1) 合併前の行財政の状況(平成16年度値)

(単位：千円)

区 分	3市村合計	旧大町市	旧八坂村	旧美麻村
歳入総額 A	17,477,340	13,743,683	1,798,482	1,935,175
一般財源	11,159,237	8,807,481	1,139,732	1,212,024
国庫支出金	1,160,613	846,353	159,019	155,241
都道府県支出金	611,368	428,988	106,720	75,660
地方債	2,093,100	1,754,900	233,600	104,600
うち過疎対策事業債	131,900	0	114,200	17,700
その他	2,453,022	1,905,961	159,411	387,650
歳出総額 B	17,233,595	13,574,949	1,772,958	1,885,688
義務的経費	7,673,930	5,787,978	980,768	905,184
投資的経費	2,768,334	1,943,568	519,711	305,055
うち普通建設事業	2,355,339	1,819,928	348,869	186,542
その他	6,791,331	5,843,403	272,479	675,449
過疎対策事業費	—	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	243,745	168,734	25,524	49,487
翌年度に繰越すべき財源 D	127,586	121,341	3,689	2,556
実質収支 C-D	116,159	47,393	21,835	46,931
財政力指数	—	0.59	0.11	0.12
公債費負担比率 (%)	—	20.0%	37.1%	35.9%
実質公債費比率 (%)	—	—	—	—
起債制限比率 (%)	—	10.5%	20.4%	17.0%
経常収支比率 (%)	—	80.4%	99.4%	99.8%
将来負担比率 (%)	—	—	—	—
地方債残高	23,135,475	15,793,922	3,623,675	3,717,878

表4－(2) 合併後の行財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	18,015,208	20,478,268	19,113,558
一般財源	11,619,087	11,033,071	12,036,166
国庫支出金	1,404,933	4,602,366	1,892,232
都道府県支出金	911,513	937,627	1,008,911
地方債	1,080,365	803,355	868,111
うち過疎対策事業債	56,600	104,800	398,900
その他	2,999,310	3,101,849	3,308,138

区 分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳出総額 B	17,349,245	19,697,952	18,601,227
義務的経費	6,361,975	6,293,852	7,605,843
投資的経費	1,663,594	1,292,283	1,793,693
うち普通建設事業	1,583,458	1,238,292	1,735,305
その他	9,323,676	12,111,817	9,201,692
過疎対策事業費	62,321	116,328	668,966
歳入歳出差引額 C (A-B)	665,963	708,316	512,331
翌年度に繰越すべき財源 D	101,577	108,553	184,730
実質収支 C-D	564,386	671,763	327,601
財政力指数	0.41	0.45	0.44
公債費負担比率 (%)	12.8%	10.6%	10.5%
実質公債費比率 (%)	7.7%	7.7%	8.3%
起債制限比率 (%)		-	-
経常収支比率 (%)	84.9%	94.1%	90.1%
将来負担比率 (%)	49.0%	48.1%	33.7%
地方債残高	13,618,874	14,718,987	11,882,386

表 5 - (1) 主要公共施設等の整備状況 (市全域)

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	20.5	28.8	39.1	39.1	39.5
舗装率 (%)	56.7	68.4	74.9	68.0	70.5
農道					
延長 (m)	46,400	15,177	14,127	14,180	14,180
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	18.6	6.6	6.4	6.2	7.6
林道					
延長 (m)	111,305	114,267	116,537	124,493	125,357
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.2	5.8	5.1	12.2	13.2
水道普及率 (%)	-	-	-	97.0	98.2
水洗化率 (%)	-	-	-	61.7	79.8
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	7.1	7.5	9.5	9.5	7.6

表5－(2) 主要公共施設等の整備状況（八坂地域）

区 分	昭和	平成	平成	平成	令和
	55年度末	2年度末	12年度末	22年度末	2年度末
市町村道					
改良率 (%)	11.5	9.3	12.2	14.6	15.6
舗装率 (%)	23.2	46.7	49.2	52.7	53.8
農道					
延長 (m)	27,968	8,100	5,800	5,590	5,590
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	179.3	62.8	55.2	—	—
林道					
延長 (m)	15,243	10,475	13,027	13,741	13,741
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.9	6.0	7.0	26.0	26.0
水道普及率 (%)	88.8	98.3	99.8	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	91.5	92.1
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	—	—	—	—	—

表5－(3) 主要公共施設等の整備状況（美麻地域）

区 分	昭和	平成	平成	平成	令和
	55年度末	2年度末	12年度末	22年度末	2年度末
市町村道					
改良率 (%)	11.0	42.5	51.7	55.3	55.3
舗装率 (%)	10.7	38.0	46.9	51.1	51.3
農道					
延長 (m)	18,262	6,907	8,327	8,590	8,590
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	98.2	48.0	75.7	—	—
林道					
延長 (m)	30,381	20,829	23,576	28,739	28,739
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	9.8	5.5	6.8	20.4	20.4
水道普及率 (%)	29.3	63.9	92.4	94.5	97.9
水洗化率 (%)	—	—	—	72.5	78.6
人口千人当たり病院、 診療所の病棟数 (床)	—	—	—	—	—

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### ア 基本的な考え方

平成29年度を初年度として策定された大町市第5次総合計画では、「郷土や文化に誇りを持ち 心から地域を愛するひとを育てる」を基本理念とし、市が目指すまちづくりの将来像を「未来を育むひとが輝く 信濃おおまち」と定めています。

まちづくりの原点はひとづくりとの認識のもと、長い歴史に培われた文化や郷土に誇りを持ち、心から地域を愛するひとを育てることを基本として、産業をはじめ、教育、福祉、環境など様々な分野で活躍し、本市の発展を支えるひとを育みます。また、地域におけるひとづくりでは、地域社会の活動やまちづくりに積極的に参画する意識を育み、行政との協働のパートナーとして、ともに本市を創りあげていきます。

本計画においても、長野県過疎地域持続的発展方針（令和8年度～令和12年度）との整合性を確保しつつ、大町市第5次総合計画における基本理念及び将来像を共通の柱として、地域の実情に応じた施策を展開し、個性あふれる自立した地域づくりを促進します。

##### イ 基本施策

本市は、急速に進行する人口減少や少子高齢化による地域社会の活力低下など、様々な課題に直面しています。こうした問題を解決しながらまちづくりを進めていくためには、恵まれた自然環境、個性豊かな地域文化や観光資源などを最大限に活用する必要があります。

目指すまちの将来像を実現するため、総合計画で掲げる5つの「まちづくりのテーマ」を過疎地域持続的発展の支援対策の基本方針とし、本市の持つ潜在力を引き出しつつ、近年の自然災害や世界的な感染症の蔓延等の刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、各分野における施策を総合的に展開することにより、過疎化を食い止め、地域の持続的な発展を促進します。

##### ウ 重点地域

八坂地域と美麻地域におけるこれまでの総合的な過疎対策は、住民生活の安定を図るために一定の成果をもたらしましたが、人口減少は両地域が特に進んでいます。若年層を中心とした人口減少と高齢化の進展になお歯止めがかからない状況にあり、これまでと変わることなく継続的に対策を進めることが必要であり、市全域が過疎地域の指定を受けた後も八坂・美麻両地域を過疎対策の「重点地域」として取組みを進めます。

## ◆基本方針の体系図（イメージ）

## 【基本理念】

郷土や文化に誇りを持ち  
心から地域を愛するひとを育てる

## 【まちづくりのテーマ】

## 【市の将来像】

## 未来を育むひとが輝く信濃おおまち

## Ⅰ ふるさとに誇りを持つひとを育むまち

子どもたちが、自ら住む大町市への誇りや郷土への愛着を持ち、個性や能力を伸ばせるよう、学校や地域の教育環境の充実を図ることにより、将来の大町市を担う若者の育成に取り組みます。また、市民の生涯学習や、芸術・文化・スポーツなどの活動機会を幅広く提供することにより、地域のづくり手、担い手を育てます。

## Ⅱ 活力あふれる産業と地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまち

自立的で持続的な経済循環を図るため、新産業の誘致や育成、創業の支援や後継者の育成などにより、産業振興と働く場の確保に取り組みます。特に観光業や商工業、農林水産業の連携による新たな産業分野の創出に向けて積極的な支援を行い、新しい商品や技術、サービスを提供する販路、市場の拡大を図ります。

## Ⅲ だれもが健康で安心して暮らせるまち

市民の健康を守る保健予防活動や地域医療体制の充実、子育て支援や高齢者支援、障がい者福祉、防災対策などの各種事業の充実に取り組み、健康で安全なまちづくりを進めます。

## Ⅳ 豊かな自然を守り快適に生活できるまち

自然と共生した環境の創造、暮らしやすい都市基盤の整備、快適な生活環境の形成など、豊かな自然とまちの魅力が共生し、暮らしやすく、快適で環境にやさしいまちづくりを進めます。

## Ⅴ 市民の参画と協働でつくるまち

市民が暮らす喜びを感じ誇りを持てるよう、市民一人ひとりが主役となって市政に参画し協働する市民参加のまちづくりを進めることにより、多様化する市民ニーズや将来のまちづくりに的確に対応します。

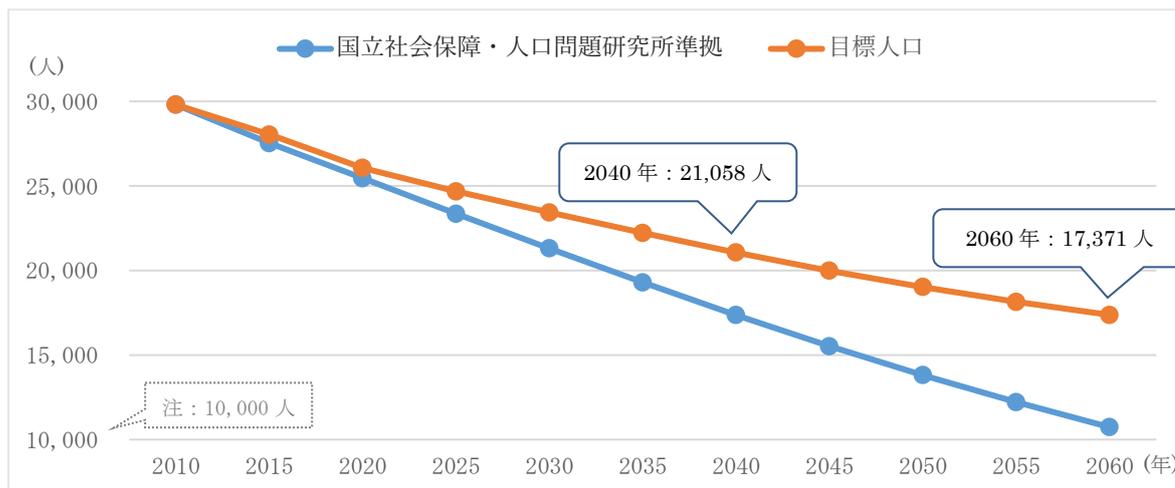
## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標は、本計画の策定の趣旨が“人口減少の克服”及び“魅力と活力あふれる大町市”を目指す「第2期大町市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という）」の基本的な考え方と一致することから、「大町市人口ビジョン」の人口目標及び第2期総合戦略に掲げる4つの基本目標を本計画においても同様に設定します。

## ア 人口の将来展望

2040年（令和22年）に20,000人、2060年（令和42年）に17,000人程度の人口を目指します。

表6



## イ 安定した雇用の場の確保と新規起業を支援する

《数値目標》

項目	基準値	目標値
経済センサスにおける商品販売額（統計表全数編より）	336億円	344億円
有効求人倍率	1.25倍	1.35倍

## ウ 大町らしさを活かして新しい人の流れをつくる

《数値目標》

項目	基準値	目標値
社会動態（転入－転出） ※目標値は、人口ビジョン推計値	-116人	-84人
観光客入込数	291.0万人	305.0万人

## エ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

《数値目標》

項目	基準値	目標値
出生数（長野県毎月人口異動調査）	99.3人	150人
子育て支援サービス施策の市民満足度	42.8%	60.0%

## オ 安心安全な暮らしと時代に合った地域をつくる

## 《数値目標》

項 目	基準値	目標値
ずっと住みたい・当分住みたいと思う割合	67.5%	75.0%
地震や風水害への防災対策への満足度	50.2%	60.0%

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市においては、総合計画における施策や事務事業について、毎年度、統一的な視点と手段により行政内部の評価と総合計画審議会（外部有識者）における外部評価を実施し、進行管理と事業効果の検証を行うPDCAサイクル（注1）を実施しています。

過疎法に基づき、本市の全域が過疎地域に認定されたことから、過疎計画へ位置付ける事業等の評価・達成状況等の進捗管理についても、この行政評価と同様に実施します。

（注1）PDCAサイクル・・・P（Plan：計画）／D（Do：実施）  
C（Check：評価）／A（Action：改善）

## (7) 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5か年

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「大町市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、資産等の情報やコスト情報を正確に把握するとともに、本市が所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に関する基本方針を定めたものです。

本計画においても、「大町市公共施設等総合管理計画」の考え方にに基づき、既存施設の見直し、機能転換や複合化、縮減を検討し、維持管理コストの最適化や計画的な予防保全の実施による長寿命化等に配慮した計画を策定することにより、公共施設の機能的かつ効果的な管理を推進します。

## 【基本的な考え方】

- ①点検・診断等の実施
- ②維持管理・修繕・更新等の実施
- ③安全確保の実施
- ④耐震化の実施
- ⑤長寿命化の実施
- ⑥統合や廃止の推進
- ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

## 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現状と課題

#### ア 移住・定住の促進

社会動態における地域別の転入・転出の状況から、転入については、移住推進による取組みの成果は見られるものの、特に当市より南に位置する市町村への転出傾向が続いており、移住推進に加えて転出抑制への取組みが課題となっています。そのために、暮らしやすさの充実や総合的なブランド力の向上が求められます。

また、転出・転入アンケートや移住希望者からは「仕事がない」との声もありますが、人手不足やライフスタイルを大切にしたい暮らしを求める背景を受け、多様な働き方や暮らし方を提案しながら、「仕事」、「働く場」をマッチングする取組みが必要です。また、移住希望が高まる中、受け皿となる「住まい」が足りていない状況であるため、住宅の確保と整備が喫緊の課題となっています。

#### イ 地域間交流の促進

本市には他地域にない素晴らしい資源が数多くありながら、認知度は県内他市と比較して低くなっています。それぞれの地域資源の認知度を高め、リピーターやファンづくりを進めることにより、「大町市のファン」を獲得していくことは、観光誘客や移住・定住の促進につながります。そこで、交流人口及び関係人口を創出、拡大するため、地域資源の付加価値を高め、他の地域との差別化を図ることで、情報発信力や競争力の面での比較優位性の獲得を目指します。

#### ウ 人材育成

地域活動を担う世代の流出により、地域の活力は低下し、コミュニティの維持・存続は厳しさを増しています。そこで、自らが住む地域について十分学ぶことにより、郷土に対する誇りや郷土を愛する心を育み、一旦は都市部へ進学等をして、やがて郷土に戻ろうとする若者の育成を目指します。また、都市部等で就職・居住することとなったとしても、郷土の魅力を発信し、郷土との関りを持ち続ける若者の育成を目指します。

### (2) 対策

#### ア 移住・定住の促進

##### ① 移住の促進

平成 24 年度に開設した、移住相談窓口などの移住施策が効果をあげ、この窓口を通じて年間約 70 世帯が移住しています。全国各地の自治体が移住施策に取り組むなか、本市の強みを最大限活用した移住推進策を拡充するとともに、居住地としての様々な魅力向上対策により、移住先として選択される総合的なまちづくりを進めます。

## ② 定住の促進

定住の促進は、移住者の増加策とともに、現在市に住んでいる市民が引き続き住み続けることができる対策が重要です。本市では近隣地域への人口流出が課題となっていることから、仕事先は市外であっても、生活環境に恵まれた大町市で、暮らし続けたいと思えるよう、暮らしやすさの充実やシビックプライドの向上を目指し、人口流出に歯止めをかけます。

## ③ Uターン・Iターン促進のための安定した雇用の創出

本市に「帰ってきたい」、「移り住みたい」という希望を実現するため、生活の基礎となる働く場を創出し、市内及び周辺地域の雇用情報が地元就職希望者に確実に届くような仕組みを整備するとともに、ICTを活用したテレワークやサテライトオフィス（注）の推進のほか、半農半Xなど多様な職種の組み合わせによる新たなライフスタイルや働き方を検討し提案することなどにより、若い世代を中心に多くの人たちのUターンや移住を促進します。

（注）テレワーク：ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

サテライトオフィス：企業等が本拠から離れたところに設置する遠隔勤務のためのオフィスのこと。

## イ 地域間交流

## ① 信濃おおまちブランドの向上

豊富な地域資源をさらに磨き上げ、本市ならではの価値を創出し、情報発信することにより、市の魅力を市外はもとより市内にも浸透させ、市民自らが自信と愛着をもってPRできる地域ブランドを構築することが大切です。信濃おおまちブランドの構築により、認知度向上やイメージアップにつなげ、交流人口のみでなく「関係人口」の創出・拡大を図るとともに、観光や移住・定住において選ばれるまちを実現します。

## ② 関係人口の創出

地方創生の動きが加速する中で、二地域居住を暮らしのスタイルとして求める傾向や関心が高まっています。移住希望者が、事前に移住希望先の地域や地域の人々との関わりを深めることで、観光業や農業などの事業継承や地域づくりの担い手不足の解消につなげるとともに、実際に暮らしてみることで、最終的な移住先として選択されるまちづくりを進めます。

## ウ 人材育成

## ① 地域の未来を担う人材の育成

低年齢時から地域の歴史や風土、市内の産業や企業等について学ぶことにより、郷土に戻ろうとする、郷土との関りを持ち続ける若者の育成を目指します。特に人生の選択を考える重要な時期を迎える高校生に着目し、地域を知り、地域課題の解決に向けた活動等に取り組みます。また、小中学生は、山村留学生や姉妹都市等の子ども達との交流促進により、本市の魅力を理解し地域を担える人材を育成します。

② ふるさとをもっと知り、自らの手でふるさとをつくる取組みの推進

子どもや大人みんなが地域に愛着を持って暮らしていけるよう、住民と行政が一体となり、まちづくりを進めるための活動を展開するとともに、自分たちの「まち」の成り立ちや地域の宝を再認識することにより、自分たちのふるさとに誇りが持てるよう郷土学習を推進します。

そして、住んで良かった、これからも住み続けたいと思える大町市の実現を目指す郷土愛を醸成します。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
(1) 移住・定住	○住宅整備事業	市	
(2) 地域間交流	◎滞在型市民農園施設整備事業	市	
	◎遊休施設活用交流拠点整備事業	市	
	◎リゾートテレワーク環境整備事業	市	
(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
移住・定住	○移住相談 窓口対応やオンラインを活用した移住相談のほか、大都市圏で実施される移住フェアやセミナーへの参加及び開催。	市 自産	
	○情報発信 様々なメディアをだけでなく、HP や SNS を活用した情報発信及び整備。	市 自産	
	○体験ツアー 実際に来てもらい、地域の魅力を実感してもらおう。	市 自産	
	○サポート事業 地域に馴染んでもらうため各種事業を実施。	市 自産	
	○お試し暮らし体験 移住検討者が、情報収集及び実生活に近い体験ができる施設を整備・運営する。	市	
	○定住促進アドバイザー事業 定住支援に理解のある市民を委嘱し、移住希望者への助言や各種活動を行う。	市 市民	

		○定住奨励（U I ターン者） 3万円分の地域商品券を交付する。	市 市民	
		○結婚新生活支援事業 婚姻を機に取得または賃貸した住居費や引越費用、住宅リフォーム費用を補助する。	市 市民	
		○就業者等移住支援金 一定の地域から移住し、要件を満たす就業等した場合に支援金を給付。	市 市民	
		○大北地域企業説明会 本市出身学生等への就職・企業情報を提供し、地域内企業への就業促進による労働力不足の解消を図る。	市 自立圏 産	
		○テレワーク推進事業 テレワークを推進し、ICTを活用した新たな働き方を推進し、多様な労働環境を整備する。	市 産	
		○インターンシップ事業 大学生等へのインターンシップ活用促進とともに、高校生への地元企業や職業理解等の機会を創出し、地元就職率の向上を図る。	市 産	
		◎定住促進奨励金交付事業 空き家の有効活用と、定住促進及び地域活性化を図るため、対象地域内に居住・自治会加入した方に奨励金を交付する。	市 自 市民	
	地域間交流	○水を活かした地域ブランディングの推進 市の至高の地域資源である「水」に焦点を当て、地域資源の磨き上げと情報発信により、シビックプライドの醸成と、「水が生まれる信濃おおまち」としての認知度及び魅力度の向上を図る。	市 市民 産	
		○大町市キャラクターおおまぴょん活用事業 各種イベントへの出演、グッズ制作により市のPRを実施する。	市 産	
		○信濃大町サポーター事業 信濃大町サポーターを随時募集し、都内イベント時のサポートや情報発信を依頼していく。	市	
		○しなのおおまちワーキングホリデー事業 市内事業所で働きながら、余暇を利用して地域を知り、地域住民との交流等を行い、新たな関係人口の創出及び地域活性化を図る。	市 自	

		○信州リゾートテレワーク（ワーケーション）事業 民間事業者と連携し、ワーケーションの基盤づくり及び地域交流を図る。	市産	
		◎山村留学推進事業 推進団体等への補助及びホームステイ家庭（農家）の確保などの支援を行う。	市自	
		○姉妹都市交流事業 姉妹都市の児童生徒との各種交流を通じて、地域の魅力の再発見等、地域理解を育む。	市学	
	人材育成	○伝統・文化等郷土学習推進事業 地域の学習教材冊子の製作や地域教材のWEBサイト「おおまのヒミツ」の構築、運用を図り、郷土学習を推進する。	市学	
		○キャリア教育推進事業 子ども達の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるため、様々な教育活動を通じて、一人ひとりの基礎的・汎用的能力の発達や育成、職業人としての自立を促し、地域の未来を担う人材を育成する。	市学	
		○奨学金事業 経済的理由により就学が困難な生徒に対して、卒業後の定住等、一定条件を満たす場合、償還を免除する奨学金を給付し、Uターンを促進する。	市	
		○市役所職場体験学習等の受入れ 若年層に対する市役所業務の職場体験学習等を実施し、地域の未来を担う人材を育成する。	市学	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 観光・産業系施設

観光・レクリエーション施設は、観光戦略などを踏まえ、より有効な配置や、PPP/PFIの導入の可能性、民間移譲などを検討し、民間や地域を巻き込み、施設の有する機能を最大限に発揮できるよう見直しを行います。

産業系施設は、社会経済状況や市民ニーズの変化、市内の産業などの動向を踏まえながら、保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲が限られる施設は、運営方法の見直しや民間移譲、廃止についての検討を行うとともに、その機能を精査し、他の施設類型の施設との集約などを検討していきます。

#### イ その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

令和2年に実施された2020年農林業センサスでは、総農家数1,365戸、販売農家数735戸、自営農業従事者数1,783人となっています。専業・兼業農家別では、専業農家70戸(5.1%)、一種兼業104戸(7.6%)、二種兼業561戸(41.1%)、自給的農家630戸(46.2%)であり、農家数は減少傾向にあります。販売農家の耕地面積は、1,857haで、普通畑271ha、田1,556ha、樹園地30haであり、一戸あたりの耕地面積は約2.4haとなっています。

農業者の高齢化等による担い手不足や遊休荒廃農地の増加、有害鳥獣被害による耕作意欲の減退など、安定した農業経営の維持・確立が課題となっていることから、認定農業者や集落営農組織を育成し地域の担い手づくりを進めることにより、農地集積化の促進や農業経営の安定化と生産性強化を図る必要があります。

#### イ 林業

本市は、市域面積56,515haの約87%を森林が占めており、森林資源に富んでいます。民有林面積のうち約38%が人工林であり、樹種別構成比率は広葉樹が約55%となっており、広葉樹の天然林に恵まれている地域です。

降った雨を速やかに土壤中に浸透させ、ゆっくりと河川に放出することは、急激な増水の抑制に有効であるとともに、地域住民や地元企業の多くは森林から生まれる水の恩恵を受けていることから、健全な森林の維持と、多面的・公益的な機能の保持のため適切で計画的な森林の育成整備と管理を進める必要があります。

間伐や林産物の生産促進など、林業の経営安定や後継者の確保に努めるとともに木質系エネルギーの活用等を促進し、地域材の利用拡大を図ります。

#### ウ 商工業

移住・定住の促進による人口増加や出生数の確保には、生活の基礎となる働く場の確保が重要となります。既存企業等の競争力の強化をはじめ、後継者不足等により空き店舗が増加していることなどから、商工会議所や金融機関と連携した後継者の育成などの経営支援が必要となっています。

また、車社会の発達と郊外への大型店の進出による住民の消費行動の変化等を背景に、中心市街地の人口減少や商店街の集客力の低下が大きな課題となっています。中心市街地が抱える課題は複雑化・多様化し、行政だけでは対応できない課題も増加していることから、市民との協働による取り組みが不可欠であり、市民、商業者をはじめとした関係団体等と行政の役割分担を行っていくことが重要です。

#### エ 観光

本市は北アルプスの山々をはじめ魅力ある観光資源を数多く有しており、基幹産業となる観光振興においては、地域資源である「水」をはじめ、文化や自然など地

域ならではの特色を生かした、持続可能で高付加価値な観光地域づくりが重要です。

一方で、観光客のニーズに応える人材が不足しており、ホテルや旅館、山小屋などの宿泊業及び鉄道・バス・タクシーなどの運輸業への影響が顕著になっています。また、国内の人口減少に伴い安定した観光客の確保が課題となっており、訪れる人々に「また来たい」と思っただけの観光地としての価値向上が求められます。加えて、訪日外国人旅行者の増加に対応するため、広域連携による観光客の分散化や受け入れ環境の整備も必要です。

今後は滞在型観光地の実現に向け、環境整備やサービスの充実、観光に携わる人材の確保を進め、地域の特色を生かして“行きたくなる”、さらに“住みたくなる”観光地を目指します。併せて、利用しやすい滞在環境の整備を推進し、安全・安心で選ばれる観光地づくりに取り組みます。

#### オ 企業誘致・起業支援

本市の就職における産業の選択肢は少ないため、「帰ってきたい」「移り住みたい」という若い世代の希望をかなえる安定した質の高い雇用と多様な職種の雇用を確保するためには、既存産業による新分野開拓や企業誘致、起業支援に取り組む必要があります。また、ICTを活用したテレワークやサテライトオフィスの推進など新たなライフスタイルや働き方に対応して地方へ進出する企業もあることから、時代に合わせた施策展開が求められています。

(注) ICT：情報通信技術 (Information and Communication Technology)

#### カ 地域間・産業間連携

人口減少に伴う経済規模の縮小などにより各産業が抱える課題がある一方で、本市が位置する大北地域には世界レベルの観光地が複数あり、市内の産業だけでは解決できない課題でも、地域間の連携や産業間の連携を図ることにより新たな価値を創出することが期待されています。また、地域間や産業間の連携により、地産地消などの地域内での流通を拡大させ、市内での消費を拡大していくことも必要です。

観光地を結ぶ広域的な連携については、大町市・白馬村・小谷村による広域DMO「HAKUBAVALLEY TOURISM」をはじめ、大北5市町村と安曇野市で構成する「大糸線ゆう浪漫委員会」、松本市を中心とする「日本アルプス観光連盟」など、県内外の広域観光圏と連携した誘客事業を展開しています。加えて、訪日外国人旅行者の増加を見据え、広域的な連携を活かしたオーバーツーリズム対策の推進にも取り組んでいます。

### (2) 対策

#### ア 農業

##### ① 農産物のブランド化と農林水産業の成長産業化

商工観光業との連携による農産物のブランド化や6次産業化などにより農産物の付加価値を高めるとともに、多様な販売ルートを探し販売力を強化します。

また、水稻を中心とした農業構造となっている当地域において、さらなる米の品質向上や酒米などの振興のほか、土地利用型作物及び園芸作物の振興を図るとともに、雪を活用した農産物など、新たな特産品となる農産物の生産振興を図り、農業所得の向上と成長産業化を目指します。

## ② 新たな時代に適応した農業を担う人材の育成と確保

本市の農業の担い手は8割以上が65歳以上となっており、高齢化による離農や遊休荒廃農地の拡大が懸念されます。米作りが主体である本市の農業を新たな時代に適応した農業に変革していくため、担い手となる農業経営体の育成や、県が進めているICTを活用した生産コストの削減実証事業との連携による効率的な農業生産の推進、6次産業化をはじめ小規模兼業農家への支援や、移住者などによる新規就農、新たな作物の生産に挑戦する農業者など、これからの本市の農業を担う人材の確保と育成を推進します。

## ③ スマート農業の活用による地域で支える低コスト化農業の確立

中山間地に位置する狭小な谷地田の区画を拡大し、営農効率の良い圃場に再整備することで、大型機械の導入や担い手への農地集積を促し、併せて、老朽化の進む用水路の改修と同時に自動給水栓を設置することで、水管理の省力化を実現します。

## イ 林業

### ① 林業の振興

豊かな森林資源を活用し、間伐や林産物の生産促進など、林業の経営安定化を図ることが重要です。令和元年度から施行された森林環境譲与税を、森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て、施策を推進します。なお、森林経営管理制度（森林環境譲与税財源）に基づき、市が事業主体になり、山地保全、水質保全等を目的とした森林整備を緊急度の高い箇所から計画的に実施していきます。

## ウ 商工業

### ① 中小企業を中心とした既存企業等の育成

蓄積された技術や新技術導入による新製品開発への支援など、新たな支援メニューの設定を含め事業拡大に利用しやすい制度融資の検討を行います。また、商工会議所との連携により経営者との意見交換の機会や経営相談業務の充実を図るとともに、地元金融機関とも協調し、新たな産業の創出や既存産業の高付加価値化、経営の安定化を支援します。

### ② 競争力のある産業振興

後継者不足等により空き店舗が増加していることから、商工会議所、地元金融機関等と連携し、後継者の育成や、新たに起業を希望する人材の支援を積極的に行うとともに、ICTを活用したインバウンドへの対応も含めた経営支援など、時代に即応した経営体制の推進を支援します。

### ③ 中心市街地の活性化

「まちの顔」である中心市街地の衰退・空洞化は、商業機能の低下に留まらず地

域コミュニティや住環境の悪化など、様々な方面に悪影響を及ぼす恐れがあり、それらを防ぐためにも中心市街地の活性化に取り組む必要があります。

また、中心市街地の歩行環境の整備等により、訪れる買物客の快適性や回遊性を高め、商店街の活性化を図ります。

## エ 観光

### ① 二次交通の整備・再構築

交通事業者の運行形態に関する法改正等により、連続運転時間の短縮や人員不足等の課題が顕著になっており、AI デマンド方式による運行手法を活用した移動手段を確保していきます。これにより、限られた資源を有効に活用しながら、需要に応じた柔軟な交通サービスを提供し、持続可能な二次交通体制の構築を図ります。

### ② 山岳観光の推進

本市は山岳観光の拠点として重要な役割を担っており、特に山岳観光を推進するにあたっては、関係者との連携による山域の環境整備が不可欠であり、持続可能な利用に向けた取組みを着実に進めます。

また、観光案内所や駐車場などの施設整備、高山帯登山道や低山帯トレッキングコースの整備、人的支援の充実、安全登山の普及など、山岳観光の環境整備に取り組めます。

### ③ 滞在型観光の推進

既存の観光コンテンツを磨き上げるとともに、異なる要素を組み合わせる新たな価値を創出し、集約・運用・検証を行いながら効果的な活用を進めていきます。あわせて、地域住民の参加を促し、来訪者におもてなしの心で接することで、満足度の向上と再訪意識の醸成を図り、シビックプライドの育成につなげます。

また、各種観光組織等との連携のもと、国内外へのプロモーションや情報発信、市内主要イベントへの支援などを通じて、外貨の獲得と魅力ある観光地づくりを推進します。さらに、観光産業を基幹産業として活性化させるため、効果的なプロモーション活動や誘客宣伝、観光コンテンツの強化、公共施設のリノベーションを進めるとともに、組織力の強化に向けた支援や人材育成を重視し、滞在型観光への転換を着実に推進していきます。

### ④ 訪日外国人観光客の受け入れ体制の推進

訪日外国人旅行者が快適に滞在できる環境を整備するため、案内表示の多言語化やITインフラの充実、多言語対応サイトの強化、二次交通網の整備、観光コンテンツの充実、イベントの開催などに取り組み、地域の魅力向上と受入環境の整備を進めます。

また、近隣市町村と連携しながら本市の魅力を発信することで、年間を通じたインバウンド誘客を図り、安定した宿泊需要の確保、宿泊業等における質の高いサービス提供、さらには安定した雇用の創出につなげます。

### ⑤ 観光施設の整備・更新

観光振興や地域間交流の促進、市民の福祉増進等を目的とした観光施設におい

て、設備・備品の整備および老朽化に伴う更新を随時行うとともに、既存公共施設のリノベーションを行い、効果的かつ持続可能な観光地としての基盤づくりを推進します。

#### オ 企業誘致・起業支援

##### ① 地域の特性を生かした企業及び教育機関の誘致の推進

企業誘致にあたっては、本市の強みである豊富で良質な水資源や自然環境の積極的なPRや、大都市圏を中心とした企業訪問を効果的に推進し、企業情報の収集に努めるとともに、全庁的な推進体制をさらに強化し、企業立地をワンストップでサポートします。

また、本市は、県内19市の中で唯一、高速交通網から取り残されていることから、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備を促進するとともに、高速交通網による物流に依存しない研究開発施設や情報通信産業の立地を推進します。また、高等教育機関やその研究・研修施設等の誘致を、幅広い視点から、本市の魅力である豊かな自然環境と空き施設等の既存ストックを活用して推進します。

##### ② 新規起業の支援

市民の新たな事業への挑戦を地域経済活性化の起爆剤としてとらえ、商業や製造業、農業、介護、福祉サービスなど広範な分野について、新規起業を呼び起こすため、創業支援協議会と連携し新規創業希望者への相談支援体制を充実させるとともに、市街地の空き店舗等の既存ストックや地域の自然環境を活かした起業等、移住促進の面からも有効な施策として新規起業を積極的に支援します。

#### カ 地域間・産業間連携

##### ① 広域連携

広域連携により、各地域の特性を生かした観光素材の掘り起こしや情報共有を進めるとともに、SNS等を活用した多角的な情報発信を推進します。

訪日外国人旅行者は滞在期間が長く、市町村の枠を越えて移動する傾向があることから、市内への宿泊促進に加え、当市を起点とした周辺観光地との連携による観光商品の開発・造成が必要です。

今後も、周辺市町村の行政機関や関係団体、民間事業者等と緊密に連携し、広域的な観光連携の推進を通じて、混雑の分散化と地域全体の魅力向上を図ります。

##### ② 農業・商業・観光業の連携による地域内流通の促進

黒部ダム・立山黒部アルペンルート・大町温泉郷・仁科三湖など多くの山岳観光資源を有し年間約300万人の観光客が訪れている一方で、市内事業者による土産品等商品取扱数が少ないことや観光客の市内への回遊が課題であり、農業者、商業者、観光業者等の連携をいっそう促進し、地域内での業種間連携と流通により市内での消費拡大を図ります。

##### ③ 地産地消の推進

学校・保育園等の給食や市内宿泊施設に地元農産物等を流通させることで、食育を推進するとともに、地域内消費による地域経済の活性化を図ります。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興			
(1) 基盤整備			
農 業	○農業用施設管理事業	市	
	○水路維持改良事業	市	
	○市単かんがい水路改修事業	市 土地改良区	
(2) 経営近代化施設			
農 業	○県営農業農村整備事業等負担金	市	
(3) 地場産業の振興			
技能習得施設	○大北高等職業訓練校維持管理業務	市	
加工施設	◎ジビエ地産地消推進施設整備	市	
流通販売施設	◎道の駅直売所設置事業	市 自	
	◎ジビエ地産地消推進施設整備	市	
(4) 起業の促進		市 産	
◎メイカーズスペース設置事業			
(5) 商業			
その他	○街なみ環境整備事業	市 自	
(6) 観光又はレクリエーション			
	○観光施設整備・改修事業	市	
	◎道の駅施設整備事業	市	
	○二次交通整備事業	市	
	○山岳観光整備事業	市	
	○滞在型観光整備事業	市	
	○訪日外国人観光客受入体制整備事業	市	
	○温泉引湯施設整備事業	市	
	○温泉供給施設整備事業	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	○新規就農者育成総合対策 独立・自営就農する認定新規就農者に対し、 経営が不安定な就農直後の所得を確保するため に補助を行う。	市	

		○環境保全型農業直接支払事業 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取り組み、有機農業への取り組み等を行う組織に対し補助を行う。	市産	
		○農作業維持体制構築事業 農業者の高齢化などで遊休荒廃農地を増やさないよう機械作業の受託者への補助を行う。	市産	
		○地域計画更新事業 各地域の実態に応じた農業の将来の在り方及び将来の農地利用の姿を示した地図を備えた「地域計画」を随時更新する。	市自産	
		○中核的担い手育成事業 個別経営法人や認定農業者が過半を組織する団体への研修など育成に係る補助を行う。	市	
		○園芸振興事業 園芸作物の生産拡大に取り組む生産者に、地域農業の活性化と持続可能性を高めるため補助を行う。	市産	
		○農業マーケティング事業 農産物や農産物加工品等の新たな販路の確保・拡大に向け、輸出を促進するための取り組みを支援し、地域ブランド力の向上、経済の活性化を図る。	市産	
		◎農村RMO（農村型地域運営組織）構築支援 農業と地域生活を支える多機能な地域組織であり、複数の集落が連携して地域の持続可能性を高める仕組みづくりを支援する。	市産自	
		○漁業振興事業 漁業協同組合が行う、淡水魚族ふ化、放流事業や外来魚駆除事業に補助を行い、内水面の漁業振興や河川湖沼の環境浄化を図る。	市産	
		○森林整備地域活動支援事業 森林整備に伴う共同計画策定を行う事業者への補助等を行う。	市産	
		○林業事業者支援事業 地域の森林振興のため、林業事業者へ育成支援及び安全装備購入費に補助を行う。	市産	

		◎里山整備の推進 提案型集約化施業等の制度活用や住民が主体的に里山整備をする取組みを支援する。間伐等による搬出材の産出地での利活用や流通するシステムを構築することで有効活用を図る。	市 自 産 市民	
		○森林づくり補助事業 県の信州の森林づくり支援事業に基づき、森林所有者等が実施する間伐事業等を支援する。	市 自 産	
	商工業・6次 産業化	○設備投資・事業拡大・新分野事業展開等支援 各種助成制度、税制上の優遇措置及び制度融資資金等の周知啓発による利用を推進し、個人事業者、中小企業者等の支援を図る。	市 産	
		○既存企業育成事業 工場誘致振興条例、中小企業振興条例等に基づく助成等により、既存企業を育成するとともに経営を支援する。	市 産	
		○起業・創業支援事業 首都圏等からの移住を伴う就業・創業者への支援とともに、起業・創業に要する経費助成による地域活性化及び定住促進を図る。	市 市民 産	
		○起業支援事業補助金交付事業 対象地域内の産業振興及び活性化を図るため、地域内の事業所等が同地域内で起業するために係る経費に対して補助金を交付する。	市 産	
		○中小企業(創業)支援アドバイザー事業 専門アドバイザーを設置し、創業・起業の支援とともに、中小企業者の経営を支援する。	市 産	
		○創業サポート事業 関係機関一体となった創業支援協議会を設置し、創業相談をはじめ、創業塾・セミナー開催による創業者・創業希望者への支援を行う。	市 産	
		◎地域資源を活用した起業支援 スモールビジネスの誘致やスタートアップ支援を行う。	市 産	
		○後継者育成支援事業 商店街連合会と連携し、専門機関等を通じた後継者の育成を図るとともに、円滑な事業承継の実現に向けた支援を行う。	市 産	

		◎地区内事業者の継業支援 高齢化で後継ぎの必要となった美麻地区内事業者の継業支援を行う。	市産自	
		○特産品開発等支援事業 特産品及び販路の調査・研究のほか、特産品開発セミナー等の開催によって、新たな特産品となる商品の開発支援を行う。	市産自	
		○「おおまちカフェ」事業 既存特産品の磨き上げ・付加価値向上等のためのフェアを開催し情報発信等の支援により、売れる特産品の発見や商品改良を進め特産品振興と消費拡大を図る。	市産	
		○6次産業化支援事業 美麻地区の花豆や大町中学校のとうがらし等を使った取組みにおいて、小中学校と連携した商品開発や販路開拓に協力し特産品化を推進する。	市自産学	
		◎6次産業の創出 地域の困りごと解決を産業化する取組みを支援する。	市産自	
		○地域商品券発行事業 プレミアム付き商品券等を発行し、地域内の消費喚起を促すとともに市民生活を支援する。	市市民産	
		○空き店舗等情報発信体制整備事業 商工会議所、商店街連合会と連携し、商店街の空き店舗や空き家情報を集約した情報発信体制を構築し、中心市街地の活性化を図る。	市産自	
		○中心市街地活性化推進事業 中心市街地活性化基本計画（第4次）に位置付けられた24項目の施策・事業を推進し、活性化を図る。	市自産	
		○信濃おおまちえんポーター制度 アンテナショップ等での即売会へ事業者を派遣することにより市場調査や販路拡大の場の提供を行う。	市産	
		○事業者経営支援 ホームページ・SNSによる情報発信やSEO対策が進んでいない事業者を対象に、集客力の強化や情報発信体制を整えられるよう専門家を派遣し支援する事業を実施。	市産	

観光	○訪日外国人観光客受入体制整備事業 訪日外国人旅行者向けツアーやコンテンツの造成、観光ガイド養成、エージェント・メディア招聘、カード決済等の推進に取り組む。	市 産 広 自	
	○滞在型観光整備事業 観光産業を基幹産業として活性化させるため、プロモーション活動や誘客宣伝、観光コンテンツの強化、公共施設のリノベーション、組織力強化や人材育成に取り組み、滞在型観光への転換を着実に推進する。	市 産 広 自	
	○二次交通整備事業 人材不足や車両不足の課題に対応するため、AI デマンド方式による新たな運行手法を活用して移動手段を確保する。	市 産 自	
	○山岳観光振興事業 北アルプス山岳地域において、登山道や土砂崩落等の状況確認、災害発生時の迅速な情報収集、山小屋等への物資輸送支援などにドローンを活用し、安全で持続可能な登山環境の確保を図る。 あわせて、環境整備の一環として、参加型プログラムによる登山道整備やワークショップを実施することで、人的支援に繋げていく。	市 産	
	◎美麻自転車ロードレース推進事業 大会等の開催及び自転車ロードレースを活用した観光振興を行う。	市 自	
	◎施設設備等整備事業 観光振興や地域間交流の促進、市民の福祉増進等を図る施設において、設備及び備品の設置や老朽化に伴う更新を随時行う。	市	
	◎体験・交流型観光の創出 生活体験等を中心とした滞在型観光の創出。	市 自	
	企業誘致	○企業誘致推進 地域の特性を活かした企業誘致を推進し、大町市工場等誘致振興条例に基づく支援を行う。	市 産
	○地域再生計画に基づく誘致推進 「地域再生計画（長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）」に基づく特定業務施設（「企画・経営管理」、「研究開発」）の誘致推進により地域再生を図る。	市 産 学	

		○公の施設の利活用検討 企業・団体等における施設（シェアオフィス等）のテレワーク需要に対応したサテライトオフィス等誘致に向けた取組みを推進する。	市 産 学	
	その他	○中山間地域等直接支払事業 中山間地域の農地において、協定を締結し、継続して耕作を行う集落に対し補助を行う。	市 産 自	
		○多面的機能支払事業 農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者等が取り組む活動に対し補助を行う。	市 産 自	
		○環境保全型農業推進事業 環境負荷低減に取り組む農業者が、有機 JAS の認定及び信州の環境にやさしい農産物認証のための認定機関に支払う経費を補助する。	市 産	
		○有害鳥獣対策事業 農作物被害減少に向け、個体数調整や侵入防止柵の設置、追払い、生息調査などの有害鳥獣対策、捕獲した有害鳥獣の有効活用を行う。	市 産 自	
		○学校給食地産地消促進事業 生産者が学校給食へ安定して地場産物を供給できるよう冷蔵設備等の整備を支援し、学校給食における地産地消を促進する。	市 学	
		○地産地消推進事業 地元産食材を活用したスタンプラリー等のイベントを開催し、食材の普及、販路拡大に努める。	市 産	
		○特定地域づくり推進支援事業 特定地域づくり事業協同組合等の設置支援を通じて就業場所の少ない地域において通年雇用の実現と地域産業の振興を行う。	市 自 産	
		○人手不足対策事業 繁忙期の人手不足や慢性的に人手が足りない業種を支援すると同時に、当市の魅力を伝えるため、地方への移住に興味ある者を数日間滞在させ、仕事をしながら地域の暮らしを体験してもらう。	市 産	

		○担い手対策事業 観光業や農業などの当地域の基幹産業等の担い手を創出するため、地方への移住に興味ある者を数日間滞在させ、当地域ならではの仕事と本市での暮らしの体験を通じて、事業継承等のきっかけ作りを行う。	市産	
--	--	---	----	--

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づく減価償却の特例（法第23条）を適用し産業の振興を図るとともに、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置（法第24条）を受けるため、以下のとおり定めます。

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
大町市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2)(3)と同様

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 観光・産業系施設

観光・レクリエーション施設は、観光戦略などを踏まえ、より有効な配置や、PPP/PFIの導入の可能性、民間移譲などを検討し、民間や地域を巻き込み、施設の有する機能を最大限に発揮できるよう見直しを行います。

産業系施設は、社会経済状況や市民ニーズの変化、市内の産業などの動向を踏まえながら、保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲が限られる施設は、運営方法の見直しや民間移譲、廃止についての検討を行うとともに、その機能を精査し、他の施設類型の施設との集約などを検討していきます。

##### イ 温泉引湯施設

温泉引湯施設は、今後も適切な維持管理に努め、計画的な更新や修繕を行っていきます。

### 3 地域における情報化

#### (1) 現状と課題

##### ア 情報通信基盤等の整備

本市の情報通信基盤は、平成11年度に整備した地域イントラネットをはじめ、平成19年度には防災情報ネットワークを整備し、行政情報や防災情報の発信に加え、行政事務の効率化による市民サービスの向上に取り組んできました。市内全域にはケーブルテレビ網が整備され、自主放送による地域情報の共有に加え、八坂・美麻地域では民間事業者によるインターネットサービスが提供されています。

Society5.0(注)時代を迎え、高度な情報通信の整備が必要となります。人口密度の低い本市においては、今後も行政による環境整備が求められるとともに、市民生活に密接する行政サービスのデジタル化に伴い、個人情報をはじめとする情報資産を様々な脅威から守っていくための情報セキュリティの確保が最重要課題となっています。

(注) Society5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れ、実現する新たな未来社会

##### イ 次世代技術の活用

進行する人口減少によって地域社会の担い手は減少し、地域活力の低下は、個々の負担増加を招きます。また、保健・介護・医療等の分野での人手不足は深刻化しており、超高齢社会にあつて地域の見守りや支え合いの重要度は増しています。保健・福祉・医療・教育・防災などの市民生活の維持・向上や地域産業の活性化などの過疎化による様々な課題に対して、国が推進する5G・IoT・AI(注)等の先端技術の活用を促進することにより、地域社会を維持する取組みを推進することが必要となっています。

(注) 5G：超高速、多数同時接続などの特徴を持つ第5世代移動通信システム  
IoT：モノのインターネット：Internet of Things  
AI：人工知能：Artificial Intelligence

#### (2) 対策

##### ア 情報通信基盤等の整備

###### ① 高度情報化社会に対応する情報インフラ整備

老朽化に伴う既存の情報通信基盤をはじめ、5GやIoT等の新たな情報通信基盤の整備を検討します。

##### イ 次世代技術の活用

###### ① 革新的な技術の活用による社会課題の解決と人材の育成

IoTやAI、ロボットなどの革新的な未来技術は、人口減少に伴う労働力不足などの地域課題の解決策として有効とされており、今後、Society5.0の実現に

向け様々な分野にて展開が予想されます。一方で、これらの未来技術は実証段階のものも多く、その動向を見極めながら活用方法の検討や検証を行うとともに、I o T連携基盤の構築、デジタル人材の育成や確保などにより、持続可能な都市「スマートシティ」の構築を目指します。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化			
(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
防災行政用無線施設	○防災行政無線整備事業	市	
テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	◎施設整備（保守・更新）	市	
ブロードバンド施設	◎インターネットセンター機器（保守・更新）	市	
その他の情報化のための施設	○情報通信基盤整備事業	市	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
情報化	○観光拠点情報化推進事業 インバウンドに対応するデジタルコンテンツ、Wi-Fi 環境などの整備を行う。	市産	
デジタル技術活用	○先端技術検証事業 A I や I o T 技術を活用したスマート農業や経営支援、有害鳥獣対策、高齢者見守りシステム等の実証実験により実用化を検証する。	市産自	
	○スマート農業推進事業 スマート農業を導入しようとする生産者の所要経費の一部を補助する。	市産	
	○林地台帳精度向上事業 ドローン等を活用し森林状況の情報を精査し、旧図や航空写真等と併せて現況から所有者境等の把握し森林整備推進を図る。	市産	

		○関係機関と連携した経営支援事業 商工会議所、金融機関等関係機関と連携し、ICTを活用した経営支援を行う。	市 産	
		○観光マーケティング調査事業 ニーズに合った誘客宣伝を実施するため、データ分析ツールなどIoT技術を活用したマーケティング調査を実施する。	市 産	
		○保育支援システム運用事業 ICTを有効活用し、保育士業務の効率化により子どもと向き合う時間の確保を図るほか、保護者との双方向の連絡体制を整備し、家庭と保育園の連携を強化する。	市	
		○児童クラブICT化事業 システムを導入し、入退出の管理及び徴収管理を行い、利用者の利便性が図る。また保護者との連絡ツールとしても利用することで、保護者と児童クラブの連絡体制の整備を行う。	市	
		○高齢者等IT端末安心活用環境整備事業 高齢化の進む中山間地域での高齢者等への確実な情報伝達を可能とするアプリの開発と使い方の普及啓発を行う。	市 市民 自	
		○遠隔医療・オンライン診療事業 情報通信技術を活かしたオンライン診療事業について検討を行う	市 学	
		○通学路安全推進事業 GISを活用した通学路安全マップのシステム整備を行い、地域との情報共有による見守り活動を促進するとともに、通学路の防犯カメラ整備や位置情報を活用した、安心安全な登下校環境を確保する。	市 学 市民	
		○保護者学校間連絡システム等整備事業 連絡システムの構築により、ICTの速報性、双方向性を有効かつ効果的に活かした、保護者と学校間の連絡体制を整備する。	市 学 市民	
		○校務支援システム運用事業 ICTを有効に活用して教職員業務の効率化を推進し、ゆとりをもって子どもと向き合う時間の確保を図る。	市 学	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 通信ケーブル

各施設を結ぶ通信回線として、また地域への情報伝達の幹線として、適切な維持管理に努め、計画的な更新や修繕を行っていきます。

##### イ その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 4 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 国・県道

国・県道においては、国道 147 号、148 号、主要地方道長野大町線等が周辺地域との連携を担う主要幹線道路として機能していますが、これらの路線は高速性に乏しいことから高規格道路の早期整備が強く求められています。また、各種県道が市内の各地区間の連絡道路としての役割を担っていますが、狭幅員の箇所や経年劣化している箇所があり、地区間連携の活性化のために継続した整備が要望されています。

#### イ 市道

市道の改良率は 39.5%となっており、まちづくりや日常生活を支える都市計画道路や生活道路の中には、未整備、狭幅員となっている路線が存在している現状です。

当地域特有の冬期における厳しさもあって道路舗装の経年劣化等も進行しており、引き続き改良工事等の計画的な整備・修繕が必要です。

#### ウ 農道

狭小な農道や未舗装道路については、大規模農家や法人など中核的経営体を主力とした効率的な農業生産活動と、農地の適切な利用を可能とするための障害となっており、農地の再編に合わせた農道整備が要望されています。

#### エ 林道

林業経営の効率化を図り、森林資源を最大限活用するための林道整備を推進し、林業経営の活性化を図っていくことが必要です。

#### オ 交通確保対策

市内には J R 大糸線や路線バス、市民バス、タクシー等が運行しています。大糸線は南北に走り松本市と糸魚川市を結び、路線バスは民間事業者が運行する特急バス長野大町線のほか、扇沢線が運行しています。また、市内移動の中心的な役割を担う市民バス「ふれあい号」が 11 路線で運行するほか、八坂地区内を運行する地域振興バスや、観光周遊を目的としたデマンドタクシー「ぐるりん号」等は、市が主体となり民間事業者に委託し運行しています。これらの交通機関は広域的な地域間の移動を支えるほか、中心市街地と各地区を結ぶ地域の交通として、市民や観光客の移動手段となっています。

一方で車社会への転換や人口減少等により、公共交通機関の利用需要が縮小していることに加え、交通事業者においても人材確保や物価高騰等により経営は厳しさを増しています。

将来に向け地域公共交通を維持・確保できるよう、利用者の利便性を高めつつ、効果的・効率的な運行を図り、持続可能な地域公共交通を構築していくことが必要です。

## (2) 対策

## ア 国・県道

## ① 国・県道の整備

松本糸魚川連絡道路は、周辺地域との連携や市内拠点間の連携、産業活性化、災害時の物資輸送など、本市にとって重要な役割を果たす道路となることから、整備促進を積極的に働きかけていきます。オリンピック関連道路といわれる長野大町線、白馬美麻線の整備は一定のレベルに達していますが、大型車両の交通量増大に伴う、地域住民の不安は大きいものがあるため、今後も他の県道を含め安全性を高めるための整備や、冬期間の安全な通行対策の実施を働きかけます。

## イ 市道

## ① 市道の整備

幹線や生活路線としての市道は、住民生活に密着した路線であるため、改良や舗装等きめ細かな整備を計画的に進め、安全な交通を確保します。また、松本糸魚川連絡道路を広域道路網の軸とする幹線道路網の再構築についての検討も必要です。

## ウ 農道

## ① 農道の整備

営農の省力化と近代化に対応するため、地域の実情に応じ、未舗装道路の舗装化や農道の修繕などを計画的に進めます。

## エ 林道

## ① 林道の整備

森林整備に必要な林道・作業道の整備を計画的に進め、林業の効率化と活性化を図ります。

## オ 交通確保対策

## ① 効率的な公共交通ネットワークの構築

人口減少や高齢化等が進展するなか、買物や通院など日常生活における公共交通の重要性がますます高まっています。地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通を構築していくため、大町市地域公共交通計画に基づき、交通形態全体の再構築に努めます。また、JRや民間のバス事業者、関係団体などとの連携により、公共交通ネットワークのあり方と効率的な運営手法を協議し維持・確保に努めます。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保			
(1) 市町村道			
道路	○道路維持管理事業	市	
橋りょう	○道路維持管理事業	市	
(2) 農道	○農道維持管理事業	市・自	
(3) 林道	○林道維持管理事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
公共交通	○市民バス運行事業 中心市街地と各地区を結ぶ市民バスの運行を行うとともに、市民バスの最適化、再構築に向けた協議を行う。	市	
	◎地域振興バス運行事業 交通空白地解消のため、地域振興バスを運行する。	市	
	○公共交通対策事業 大町市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの形成や Maas 等の基盤整備などを推進する。	市産	
その他	◎地域主体型交通 美麻地域において、地域団体が主体となって実施する、地域住民の買い物、通院、通学支援などの移動支援（無償運送）である「たすかる美麻」の運行を支援する。	市自	
(5) その他	○県単街路事業	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

## ア 道路・橋りょう

道路の整備は、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととします。また、既存の道路については、地域や沿道の利用状況等も踏まえて、維持・修繕や今後の方針を検討します。維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、道路利用者の安

全確保等に努めてまいります。

橋りょうは、点検を行い、健全性を評価し、緊急性や重要性等を勘案して、本市の財政状況を踏まえ、「大町市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

## 5 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業で構成されており、市民の皆様へ清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、安全・安心な水道水を提供しています。近年は、人口減少等により、給水人口及び有収水量が減少傾向にあり、また、老朽化が進んでいる施設や管路の維持管理が課題となっています。

とりわけ、簡易水道の給水区域は中山間地であり、小規模な水源や配水池の数が多く、また送配水管の延長も長いことから、維持管理や修繕、更新費用がかかり、簡易水道料金収入で賄うことが厳しい状況です。

#### イ 生活排水処理施設

山間地域特有の複雑な地形と東西に広がる本市における生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽など、それぞれの地域性にあった処理方式を選択し、各施設の特性に応じて適正な維持管理を行っています。しかし、公共下水道施設に関しては、概ね整備が進み、建設の時代から管理経営の時代を迎え、人口減少に伴う流入量の減少や、多くの施設を抱えることによる維持管理費の増加、処理施設の更新費用などを見据えた健全経営が課題となっています。

また、集合処理の進まない農村地域や水資源の乏しい山間地域において、快適な生活を守り、住みよい地域を形成するため、浄化槽による個別処理を推進し、環境にやさしい循環型のまちづくりを目指す必要があります。

#### ウ 廃棄物処理施設

本市が位置する大北地域では、大町市・白馬村・小谷村の3市村のごみの広域処理が行われていますが、平成30年に新たなごみ処理施設である北アルプスエコパークの本格稼働と同時に、分別品目や指定ごみ袋の統一を図り、積極的に再資源化の促進及び分別収集に努め、環境への負荷の少ない地域社会の実現と資源・エネルギーを大切にされたごみの減量や資源化の取組みを進めています。

#### エ 消防・防災体制

本市は、糸魚川ー静岡構造線断層帯上に位置し、市街地の大部分は北アルプス山地を源流とした河川によって形成された扇状地で、市の東側はぜい弱な地質からなる急しゅんな山地となっていて、地震、水害、土砂災害等の様々な災害が想定されます。

消防体制は広域で組織する常備消防と消防団組織による非常備消防があり、消防活動等で使用する資機材等の充実を図っていますが、老朽化した施設も多く、有事の際に効率的な対応を図るためには施設や設備の更新が必要です。また、消防団員の高齢化や適齢者の減少など団員の確保が困難な状況にあり、令和5年度に組織再編を実施し団組織の見直しを図ったところですが、今後も団員の確保に向けた取組みを強化し

ていくとともに、自主防災組織の活用等を推進する必要があります。

更に、増加する高齢者や外国人旅行者への対応や、障がい者や妊産婦等の災害対応が困難な方への対応も充実させる必要があります。災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれないことから、ソフト対策を進め、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進することが求められています。

## オ 住環境

近年、住宅新築の半数以上が白地地域（用途地域外の農振農用地指定外の地域）における立地であり、用途地域内の人口密度は大幅に低下し、低密度な居住地域が市街地からその周辺地域へと拡がりを見せています。一方で、市内山間部及び仁科三湖を中心に点在する市の東部及び北部の集落においては、人口流出によって世帯数は減少しています。こうした人口集積の低密度化は、インフラ基盤整備の維持などに関し、市の財政を圧迫するなど今後のまちづくりの課題となっています。このため、既存集落におけるコミュニティを大切にしつつ、市内の各生活圏から市全体としての生活圏まで、段階的にまとまりを持って居住するコンパクトな地域づくりに向けた検討を進めるとともに、市街地においては、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めます。

また、豪雪地帯の指定を受ける美麻地区のみならず、山間部はもちろん平坦地でも降雪がある本市においては、冬期間における通勤・通学などの住民の安全な移動手段を確保することは移住・定住を促進するためには重要な課題であり、道路等の除雪体制維持及び除雪機械の計画的な整備・更新が必要です。

## (2) 対策

### ア 水道施設

#### ① 安全でおいしい水を将来にわたり安定的に供給できる水道づくり

給水人口の減少に伴って料金収入の増加が見込めない状況下において、経常的維持コストを抑えた機能的かつ安全で安定した給水形態について見直しを図りながら、水質の保全対策、施設・管路の耐震化、老朽管の更新などを計画的に実施します。

### イ 生活排水処理施設

#### ① 水環境の保全と快適な生活環境のための生活排水処理施設の整備

下水道接続促進のため、集合処理区域における個別訪問を行い、市のゼロカーボン住宅リフォーム支援事業等を紹介し、水洗化促進に取り組みます。また、事業の持続的運営のため、下水処理施設などの効率的な維持管理を行い、収益的・効率的の観点から経費節減に努めます。

個別処理区域については、浄化槽による生活排水処理整備を行い、水洗化率の向上を図り、既存の浄化槽については、浄化槽管理補助事業による適正な施設の管理が行われるように努めます。

## ウ 廃棄物処理施設

## ① 廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

リサイクル推進施設の整備では、本市が所有していた大町市リサイクルパークを広域連合へ譲渡し、「大町リサイクルパーク」として管理運営しており、令和3年度からは、広域連合が新たに白馬村に建設した「白馬リサイクルセンター」も管理運営しています。

大町市が管理・運営している一般廃棄物最終処分場 大町市グリーンパークについては、現行の第2期埋立地が令和9年度末で埋め立て終了予定であるため、北アルプス広域連合が第3期埋立地の整備を進めています。ごみ処理施設の広域化・集約化の一環として、第2期埋立地が終了を迎え、第3期埋立地が供用開始となった時点で、管理・運営を大町市から北アルプス広域連合に移管する予定です。

## エ 消防・防災体制

## ① 地域の消防・防災力の向上

火災や災害発生時などに地域で活動する消防団を維持し、団員を確保することは防災力の強化につながる重要な課題です。また、大規模災害時に被害の拡大を防ぐためには、行政(公助)だけでは実効性のある救援活動が難しいことが想定されることから、近隣の人々が互いに助け合う自主防災組織(共助)が必要です。地域防災力の向上を図り、安心して暮らせる地域を実現するために消防団の人員確保や自主防災組織への支援、組織の結成、既存のインフラ整備等を促進します。

## オ 住環境

## ① 既存ストックのマネジメント強化とコンパクトなまちづくりの推進

若年層を含めた急速な人口減少などにより、今まで維持してきた学校等の公共施設、民間の空き家や空き店舗などの既存ストックについて、「まち」の活性化に資するようマネジメントを強化し有効活用を図るとともに、中心市街地の顕著な人口減少に対し、既存施設等の活用を検討するなど、地域間の均衡に配慮しつつコンパクトなまちづくりの視点から適正な配置を推進します。

## ② 空き家の有効活用による移住・定住の促進

近年増加している空き家の実態を把握し、活用できる既存ストックの情報提供体制を充実するとともに、移住希望者への住宅供給に対応するため、市内の空き家を流通させ、有効に活用し移住及び定住を促進します。また、八坂、美麻地区では、地域特性を活かし、空き家への入居を奨励します。

## ③ 冬期間の円滑な交通の維持・確保

冬期間の降雪が多い本市では、延長約472kmの市道等について約70業者への委託などにより除雪態勢を構築しています。今後、人口減少や高齢化等に伴い除雪機のオペレーターの確保と老朽化等による除雪機械の維持、確保が困難となることが懸念されるため、社会資本整備交付金など国や県の補助事業等を積極的に活用し除雪機械を確保するとともに、除排雪作業が実施可能な民間事業者等を維持確保し、

雪に強い安心安全で住みやすいまちづくりを進めます。また、歩道等を含め、将来を見据えた除排雪、融雪対策のあり方を検討します。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5. 生活環境の整備				
(1) 水道施設				
上水道	○機械電気計装設備整備事業	市		
	○送配水管布設替事業	市		
	○配水池築造事業	市		
	○応急給水のための設備更新事業	市		
簡易水道	○水道施設整備事業	市		
(2) 下水処理施設				
公共下水道	○処理場施設管理事業	市		
	○管路施設管理事業	市		
	○管路施設建設改良事業	市		
農村集落排水施設	○処理場施設管理事業	市		
	○管路施設管理事業	市		
	○管路施設建設改良事業	市		
(3) 廃棄物処理施設				
ゴミ処理施設	○ごみ処理広域化推進事業	広域		
し尿処理施設	○し尿処理施設整備事業	市		
その他	○最終処分場整備事業	広域 市		
(4) 消防施設				
	○消防ポンプ自動車等更新事業	市		
	○消防水利整備事業	市		
(5) 過疎地域持続的発展特別事業				
生活	◎簡易水道事業 中山間地等に点在する集落に安全で良質な水道水を提供するため、施設の適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。	市		
	◎農業集落排水事業 中山間地等において自然環境に配慮し、生活排水を適正に処理するため、施設適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。	市		

		○マイホーム取得助成事業 市内での新たな住宅取得への助成により定住奨励を図る。	市 市民	
		◎住宅新築資金等利子補給金交付事業 対象地域の定住促進を図るため、地域内で金融機関から融資を受けて住宅の新築・増改築・購入を行った場合の利子の一部を補給する。	市 市民	
		○空き家バンク制度の実施 事業者や自治会等と連携し、市内の空き家の有効活用を通して市内への定住を促進し、地域活性化を図る。	市 産	
		○空き家流通促進事業 放置されている空き家の解消及び住宅供給を増やすため、空き家の片付け清掃費及び改修費に補助を行う。	市 市民	
		○移住推進空き家改修事業 市内で新たに空き家を取得する際の空き家の改修費に補助を行う。	市 市民	
		◎空き家の管理体制の促進及び空き家等解消に対する組織の強化 早期対応による発生の抑制、地域及び関係機関と連携した空き家対策の体制強化を図る。	市 市民	
		◎公の施設を活用した移住及び定住の促進 美麻地区内の普通財産を活用し、移住・定住希望者への有効活用を図る。	市 産 自	
	環境	○合併処理浄化槽設置推進事業 公衆衛生の向上を図るため、水洗化促進に取り組み、個別処理区域については、浄化槽設置補助及び浄化槽管理補助を助成する。	市	
	防災・防犯	○消防団整備、装備整備事業 消防団が安全に活動するために、装備品の充実強化を図る。少人数でも利用できる消防器具の整備を行う。	市 消防団	
		○消防資機材整備事業 災害時に備え、資機材等を整備する。	市	
		○消防団員確保事業 消防防災力の向上を図るために、団員確保の広報活動を行う。また、消防団活動に協力している事業所や団体に対し、重要な社会貢献を果たしていることを広く知らせていく。	市 消防団 産 自	

	その他	○雪かき支援員派遣事業 高齢者世帯等へ雪かき支援員を派遣する。	市 自 市民	
		○老人世帯等除雪費支給事業 積雪による住居の損壊等を防止するため、除雪に要する費用の一部を助成する。	市 自 市民	
	(6) その他	○まちなかの緑地整備事業	市 自	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 上下水道施設

上下水道は市民生活に直結する重要なインフラであることから、安定的な供給や健全な運営を図るため、適切な施設管理を行います。また、アセットマネジメント計画やストックマネジメント計画に基づき、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施するとともに、広域化、共同化、最適化について広く検討を進め、効率的な維持管理に努めます。

##### イ 庁舎等

市庁舎は、防災時の拠点となることなどを踏まえ、安全確保の観点を重視しつつ、計画的に点検や改修等を行うとともに、建築から40年以上経過するため、予防保全の実施や長寿命化によりライフサイクルコストの縮減を図ります。また、適正な管理による維持管理経費削減のほか、窓口や事務スペースの改善による市民サービスの向上、施設を活用した広告収入の確保を図ります。

消防施設は、消防能力を維持していく観点から、計画的に点検や改修等を行い、老朽化対策を進めていきます。また、コストがかかっている施設は多くありませんが、施設数が多いことから計画的な更新を進めていきます。

##### ウ 公営住宅

「市営住宅等整備計画」に基づき、計画的に点検や改修等を行う予防保全措置の実施により、施設の長寿命化を推進しライフサイクルコストの縮減を図ります。また、県営住宅が併設されている団地については、事業主体を統一することにより更新・管理の効率化を図ります。

人口の減少見通しも踏まえ、既に耐用年数が到来し著しく老朽化した住宅の廃止を進め、総量の適正化を図ります。

エ その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 6 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

本市では、人口減少及び出生率の低下とともに、児童数も年々減少しています。一方で、生活を取り巻く環境や価値観の変化、近年では子育てに対する負担（不安）感の高まりなどにより、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

これに対応するため、保護者や地域社会、行政など、あらゆる人と組織が多様かつバランスの取れた効果的な取組みを進めていくとともに、施設の維持及び充実を図ることが求められています。

#### イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化に伴い、在宅介護サービスを必要とする方は年々増加していくことが見込まれます。また、介護施設サービスについては、入所希望者の待機期間は短くなっているものの、高齢者のみ世帯の増加や暮らし方の多様化等から、今後、入所希望者は増加するものと予想されます。高齢者の多くは、介護が必要となっても住み慣れた地域で、健康で安心して住み続けたいという希望を持っており、生活の場をできる限り変えることなく、それぞれの健康状態やライフスタイルに応じて、自分らしくいきいきと暮らせる環境づくりが必要です。

また、障がいのある人についても、住みたい場所で安心して暮らし続けられるように、必要なサービスを選択できる体制を整備するとともに、働く・活動する等、生きがいを持てる場が地域に求められています。

### (2) 対策

#### ア 子育て環境の確保

##### ① 子育て家庭の経済的支援の推進

近年、子どもの貧困が問題視されている中、子育ての経済的負担が大きいと感じている方が多く見られます。経済的な状況によって、子どもの育成環境の差異や将来的な格差を生み出さないためにも、子育て家庭に対する経済的支援に努め、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。

##### ② 未来を担う子どもたちを育てる環境づくり

子育てに適した豊かな自然環境や地域の絆を活かし、子育てしながら働きたいという親の希望を実現するとともに、その能力が十分発揮できるようテレワークなどの多様な働き方を支援します。また、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等による一時的な子どもの預かり制度の充実や、サポートする地域の人材を育成するほか、核家族化等により子育ての負担の増大を抑制するため、子育て世代又は三世代の同居や近居を促進し、子育てしやすい環境を整備します。

③ 育児の不安を解消し自信をもって子育て出来る環境の整備

少子化や核家族化などの要因により、育児の孤立化や育児に対する不安や悩み、負担を抱える母親が少なくありません。乳幼児健診事業、助産師等の訪問事業、産後ケア事業等に加え、産婦健診事業を実施することにより、母子の健康の保持増進と安心して子育てが行える環境を整備します。

④ 北アルプス山麓の豊かな自然や地域の人材を活用した育児の推進

安心して子育てできる地域となるよう、NPOや地域活動団体などと連携し、親や祖父母など子育て、孫育てを支援する地域の仕組みを構築します。また、四季を通じて豊かな自然に恵まれている環境を生かし、自然の素材を活用した遊びや生活体験など、「五感」を通して運動機能の向上や食への関心、想像力や考える力の養成など、心身の健康と豊かな感性を育む子育て環境を構築します。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

本市の高齢者人口は令和7年（2025年）8月末時点では高齢化率が39.3%に達し、日常生活圏域における北部地区では40%を超えています。

高齢者が安心して暮らしていけるよう、日常の交通手段の確保や買物支援の充実に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して生活できる地域の実現に向け、地域包括ケア体制の推進と高齢者を支えるまちづくりなど、高齢者自らが率先して参加する魅力的な介護予防事業を展開し、自分らしくいきいきと暮らせる地域共生社会を実現します。

② 共生社会の増進

障がいの有無に関わらず全ての人々が住み慣れた地域のなかで、共に安心して暮らしていくことが出来る社会の普及啓発に努めるとともに、障がいのある人とその家族に対し必要な支援やサービスを充実させ、自助・互助を支える取組みを進めるため、「障がい者計画おおまち」を推進します。

(3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6. 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
(1) 児童福祉施設				
保育所	○保育園施設整備事業	市		
	○保育園再編施設整備事業	市		
	○病児・病後児保育室整備事業	自立圏		
	◎八坂、美麻地区保育園施設整備事業	市		
	◎八坂、美麻地区保育園再編施設整備事業	市		
児童館	○児童センター、児童クラブ施設整備事業	市		

(2) 認定こども園	○認定こども園等施設整備事業	市学	
(3) 高齢者福祉施設			
高齢者生活福祉センター	○ふれあいプラザ施設整備事業	市	
	○総合福祉センター施設整備事業	市	
	◎八坂総合福祉センター施設整備事業	市	
	◎美麻総合福祉センター施設整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	○子育て支援体制の充実 子育て支援セミナーの開催、保育サポーターの養成等を行う。	市 市民	
	○子ども・親子自然体験の推進 親子教室の開催等を行う。	市 自	
	○出産祝金・育児家庭応援事業 出産時及び3歳児の健やかな成長を願うとともに定住促進を図ることを目的に、祝い金及び商品券を支給する。	市 市民 産	
	○こんにちは赤ちゃん訪問事業 生後4か月の乳児がいる家庭を、民生児童委員等が訪問し、支援の必要な家庭の早期発見、子育ての孤立化を防ぐための相談、情報提供による子育て支援を行う。	市	
	○おうち子育て応援事業 保育園を利用せず、家庭で子育てをしている家庭を対象に応援グッズと電子クーポンを給付する（年度末年齢1・2歳児家庭対象）	市	
	○保育所管理運営事業 保護者が就労等により家庭で子どもを保育できない場合に、保護者に代わり保育園で保育を実施する。	市	
	○認定こども園等運営支援事業 市内認定こども園、家庭的保育事業等の運営補助を行う。	市 学	
	○保育所・認定こども園通園バス等運行事業 再編により通園する園が遠くなった場合、通園バス等により通園を支援する。	市 学	
	○児童福祉扶助事業 子育て短期支援事業、障がい児童通所支援事業、重度心身障害児童福祉手当など。	市	

		<p>○母子等福祉事業</p> <p>DV、離婚など女性等が抱える問題や悩みの相談に対して、事情にあわせた支援を実施する。また、ひとり親家庭の各種相談、就業相談、職業紹介、就労支援、養育費確保のための養育費相談等を実施する。</p>	市	
		<p>○こども家庭センター</p> <p>母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育てへの相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施する。</p>	市	
		<p>○療育事業</p> <p>特性のある子どもが身近で、生活能力の向上や集団生活の適応、社会との交流促進など療育指導等が受けられる体制の充実を図り、子どもの成長・発達を支援する。</p>	市	
		<p>○一時預かり事業</p> <p>保育施設を利用していない児童等を対象に、家庭で保育ができない時間、保育園や認定こども園で一時的に預かり、保育を実施する。</p>	市 学	
		<p>○病児・病後児保育事業</p> <p>子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所などの施設が利用できない場合、子どもを一時的に預かり、保育を実施する。</p>	自立圏	
		<p>○障がい児保育事業</p> <p>特別な支援を必要とする児童の個別対応等の保育を行うため、加配保育士を配置し、個々の成長につながる適切な保育を実施する。</p>	市	
		<p>○児童センター事業</p> <p>子育て全般に関する支援を行う拠点施設として、児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな児童の健全育成を図る。</p>	市	
		<p>○児童遊園地管理事業</p> <p>児童に安全かつ健全な遊び場所として、地域とともに協働により児童遊園地を管理設置する。</p>	市 自	
		<p>○児童クラブ事業</p> <p>下校後帰宅しても保護者がいない児童を保護し、遊びなどを通して健全育成指導を行なう。</p>	市	

		○入学祝い事業 就学時にお祝い商品券の配布により、就学時に要する費用負担の軽減を図り、子育て世帯を応援するとともに、市内の消費喚起を図る。	市 市民 産	
		○就学援助事業 経済的理由により就学困難な保護者に対して、学用品費や給食費等、その費用の一部について援助を行う。	市	
		○木育推進事業 1歳6ヵ月健診時に積木をプレゼントするほか、県産間伐材を使用した積木の貸出しを行い、木育を推進する。	市	
	高齢者・障害者福祉	○通所型介護予防事業 通所型サービスや、地域での介護予防教室等で運動機能維持改善や認知症予防等に取り組み、要介護状態の予防を図る。	市	
		○介護予防普及啓発事業 通いの場等への関与により、心疾患、脳血管疾患等の発症や重症化予防のため、栄養指導の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。	市	
		○自主活動団体育成事業 自助・互助を推進する地域での通いの場、見守りの場として、定期的にサロン等を開設する団体等への支援を行う。	市 自	
		○生活支援体制整備推進事業 生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズや社会資源の把握を行い、新たな資源の創出及び支え合い等の体制整備を図る。	市 自	
		○高齢者の日常生活支援サービス提供体制整備 中山間地等で生活する高齢者等が、介護保険制度や市町村介護予防事業等の対象とならない日常生活を営む上で必要なサービス（移動支援、買い物支援、庭の草刈り等）を住民が主体的に提供することについて必要な支援を行う。	市 自	
		○成年後見制度支援事業 金銭管理等の日常生活支援、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発等のほか、市長申立てに係る費用補助及び後見人への報酬扶助等。	市 自立圏	

		○認知症総合支援事業 認知症地域支援推進員配置により、相談支援、家族支援、普及啓発を実施し、認知症初期集中支援チームによる早期対応に向けた支援体制を整備する。	市	
		○地域活動支援センター事業 就労が困難な障害者等に対して創作的活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るため、日中の活動を支援する。	市 産	
		○障害者総合相談支援事業 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営む為の相談支援を行う。	市 自立圏	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 保育園

乳幼児が日常的に使用する施設であることを考慮し、安全確保や長寿命化のための予防保全の実施などについて検討します。

また、運営コスト面や集団保育のニーズ等を踏まえながら、今後の施設運営のあり方や施設の供給量の検討を行うとともに、建物の更新にあたっては、子育て支援の地域拠点施設としての機能を持たせるなど、複合化を検討していきます。

##### イ 保健・社会福祉施設

高齢福祉施設は、高齢化に伴い需要の増加が見込まれますが、高齢者人口の減少を踏まえながら、民間事業者の動向も見据え、維持することの必要性を検討していきます。

また、その他社会福祉施設は、現在ある必要な機能の維持を検討するとともに、指定管理者制度の導入など、コスト面での運営方法についても検討します。特に、デイサービス等の民間参入が顕著な施設については、民間移譲や廃止について検討を行っていきます。

##### ウ その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 7 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域医療

市立大町総合病院は大北圏域における基幹病院であり、安心安全な市民の暮らしを支える重要な医療機関ですが、恒常的に医師や看護師などの医療スタッフが不足する状況となっています。患者数と医療スタッフの確保により健全かつ安定した病院経営が求められています。地区内に開業医が所在しない山間地域においては、国民健康保険診療所が唯一の医療機関であり、子育て世帯や高齢者にとって身近な診療機関の維持、存続が必要です。

また、近年、多発する大規模災害や感染症の世界的流行など住民の生命、健康が脅かされるような事態に対し、様々な医療関係者や他分野との連携を図りながら、安心して受けられる地域医療体制を確保していくことが重要となっています。

#### イ 産科医療

市立大町総合病院の産婦人科は、本市が位置する大北医療圏における唯一の周産期医療拠点病院でしたが、産科医の確保ができず、産科が休止となっており、診療体制の維持・継続が課題となっています。子育て世帯の流出の要因の一つとなっており、産科医療の再開が望まれます。

### (2) 対策

#### ア 地域医療

##### ① 市立大町総合病院をはじめとする地域医療の提供体制の充実

市立大町総合病院は、臨床研修病院として、信州大学医学部付属病院や他の医療機関とも連携し、研修医を積極的に受け入れることにより、医師の定着につなげるとともに、医療スタッフの確保も進め、医療提供体制の充実を図ります。また、地域の高齢化に対応するため、将来を見据えた病床機能の再編を進めていきます。

診療施設については、高齢化の進行に伴う慢性疾患への対応など、継続的な医療需要が想定されるため、初期診療を身近な施設で受けられるよう、診療体制の充実と医療機器及び施設環境の計画的な整備を進め、安定した医療提供体制を維持します。

また、へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療の確保を目指すとともに、地域を支える開業医の維持、確保を図るための連携と協力を進めます。

#### イ 産科医療

##### ① 産科医療の充実

市立大町総合病院の産婦人科は、これまで常勤医師1名により診療体制を維持し

てきましたが、医師の負担などを考慮し、令和2年11月から産科診療を休止しています。当院は、大北医療圏における唯一の周産期医療拠点病院であったことから、県等関係機関の支援を受けながら医師の確保に努めることにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
7. 医療の確保				
(1) 診療施設				
病院	○病院施設・医療機器整備事業	市		
診療所	◎診療所整備事業	市		
	◎診療所医療機器整備事業	市		
(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
自治体病院	○医師及び医療スタッフ確保事業 安定した医療提供体制を確保するため、医師及び医療スタッフの確保に努める。	市		
	○産科医師確保事業 安心して出産・育児ができる環境を整備するため、産科医師の確保に努める。	市		
	○総合診療科医師育成事業 高齢者救急や在宅診療などの医療需要増加に対して、安定した診療体制を提供するため、新家庭医療プログラムなどの専門的な研修プログラムにより総合診療科の医師を育成する。	市		
その他	◎国民健康保険直営診療所運営事業 開業医が所在しない地区に診療所を設置し、内科、外科、小児科等の通常診療や高齢者への訪問診療等を行い、地域医療を提供・充実する。	市		
	◎診療所患者送迎事業 中山間地域の通院困難者への送迎バスを運行し、受診機会の確保を図る。	市		
	◎オンライン診療事業 常勤医師の安定した確保が難しい状況から、オンライン診療を導入し、医療サービスの継続を図る。	市		

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 病院施設

病院は市民生活にとって重要な施設ですが、維持管理や修繕に多額の経費を要するため、計画的かつ予防保全的な取組みを行い、長寿命化計画を策定しライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、今後のあり方について、経営健全化計画を加味しながら慎重に検討し、施設の建替更新と合わせて施設総量の適正化を図ります。

##### イ その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 8 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本市の出生数は年間 100 人程度となっており、少子化の進行は著しいものとなっています。これまでに、少子化に対応した取組みとして、コミュニティ・スクールの推進、異学年間の交流、学年を越えた活動の実施、小中連携、姉妹都市立川市の学校との交流などの取組みのほか、八坂・美麻地域では昭和 51 年度から長期山村留学を実施しており、継続して取り組むことが重要です。

一方で、急激な少子化に対応するため、令和 5 年度に旧市内の中学校 2 校を 1 校に再編し、令和 8 年度からは旧市内の小学校 4 校を 2 校に再編します。今後も、学校再編に伴う施設整備を図りつつ、計画的な施設整備に取り組む必要があります。

さらに、近年、学校が抱える教育課題は複雑化・困難化し、学校に求められる役割は拡大・多様化しています。教職員の職務は多岐にわたり、その時間的、精神的負担が増大し、全国的な課題として、その対応が求められています。

#### イ 生涯学習

##### ① 社会教育

過疎化や高齢化が進む中、地域の活性化や個性豊かな生活文化の創造を目指した学習機会の提供と人材の育成に向け、これまで以上に地域づくりの担い手の育成が求められています。

また、社会が著しく変化する中で、住民のニーズにあった「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる講座やイベントの開催等を進める必要があります。

##### ② スポーツ活動

社会の様相が複雑で多様化していることにより、教育や医療福祉等の分野で解決すべき課題が山積している中、科学技術や情報化の進展は、人間関係の希薄化や精神的なストレスの増大、日常生活における運動の機会の減少とそれに伴う体力の低下といった心身にわたる健康上の問題を招いています。また、地域コミュニティの希薄化の進行により、人と人とのつながりや仲間づくりが一層重要視され、スポーツを通じての地域社会づくりが求められています。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

##### ① 児童生徒の安全・快適な学習環境等の確保

少子化による児童生徒の減少に対応するため、学校施設の再編整備を図っています。また、児童生徒の安全で快適な学習環境の充実を図るため、老朽化施設の修繕や大町市地球温暖化対策実行計画の推進等、計画的な施設整備を推進します。

また、登下校時の児童生徒の安全を確保するため、関係機関等との一層の連携を図り、通学の安全対策を推進します。

## ② 地域に根差した学校づくりの推進

小学校、中学校は子どもたちの教育の場であるとともに、地域の活力を維持し、向上させるための重要な拠点施設であることから、家庭・地域・学校が一体となり地域全体で子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組みを推進するとともに、小中一貫・連携教育や小規模特認校制度等による学校運営を推進します。

また、平成 28 年度に市内普通高校 2 校が統合され、新校として大町岳陽高校が設置されたことから、さらに中高連携教育を積極的に推進し、魅力ある学校教育を実現します。

## ③ 地域の特徴を生かした教育の推進

本市は、3000m級の山々が連なる北アルプスのほか、湖や中山間地における棚田など豊かな自然環境に恵まれており、それらの特徴を生かして都市圏からの山村留学の受け入れや地域の人材や自然を生かした学習支援のほか芸術文化など、本市が有する環境を最大限に活用した教育を推進します。

## ④ 学校現場における業務改善の推進

大町市立学校における働き方改革推進のための基本方策に基づき、教職員の本来業務の質的向上とゆとりをもって子どもと向き合える時間の確保を図り、ワークライフバランスを意識した働き方改革の取組みを推進します。

## イ 生涯学習

## ① 郷土に学び、郷土を愛し、郷土をつくる社会教育

公民館を中心に郷土への愛着や誇りを育み、地域住民のニーズに沿った講座や教室を開催するとともに、保育園・学校・図書館・山岳博物館などと連携して多様な学習活動を促進するとともに、老朽化する社会教育施設の整備を計画的に行います。

## ② スポーツ活動をする人、観る人、支える人の重視

市民の自発性のもと、各々の興味・関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会の確保・充実を図るとともに、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード（施設等）、ソフト（プログラム・指導者等）の両面から整備を行います。また、競技スポーツ大会の招致・開催の積極的な支援を行います。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8. 教育の振興				
(1) 学校教育関連施設				
校舎	○学校施設整備事業	市		
屋内運動場	○学校施設整備事業	市		

	屋外運動場	○学校施設整備事業	市	
	水泳プール	○学校施設整備事業	市	
	スクールバス・ボート	○スクールバス・校外活動等バス整備事業	市	
	給食施設	○学校施設整備事業	市	
		○学校給食設備等整備事業	市	
	その他	○教育情報化推進事業	市	
(3) 集落施設・体育施設等				
	公民館	○公民館等施設整備事業	市	
	集会施設	○文化会館施設整備事業	市	
		○勤労者福祉施設整備事業	市	
	体育施設	○体育施設長寿命化対策事業	市	
		○体育競技器具更新・整備事業	市	
		○体育施設照明LED化事業	市	
		○体育施設整備事業	市	
	図書館	○図書館施設整備事業	市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	義務教育	○幼保小中連携事業 コーディネーターを配置し、個々に応じた指導を連続的に行い、学力向上を図るとともに、「不登校問題」や「中一ギャップ」、「小1プロブレム」といった今日的な課題解決を図る。	市学	
		○学習支援員等配置事業 支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、多様化する教育ニーズに対応した加配教員を配置し、安定した学習環境を保つことにより学力の定着を図る。	市学	
		○学力・体力向上事業 全国学力学習状況調査による授業改善に取り組むとともに、認知能力検査などの民間が有する機能を活用し、個に応じた学習改善等を進めるとともに、外部有識者による研修機会を設ける。また、体力向上プログラムの開発など、有識者による指導・研修機会を設ける。	市学	
		○学校第三者評価実施事業 教育学を専門とする第三者の学校評価の実施により、学校運営の改善による教員の指導力の向上等、教育水準の向上を図る。	市学	

	<p>○不登校児童生徒対策事業</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門職の配置により、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える児童生徒や保護者との相談体制を確立し、支援策の活用など、児童生徒の不安解消による登校支援を図る。</p>	市学	
	<p>○特別支援教育充実事業</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、加配教員を配置し、インクルーシブな教育環境を整備する。</p>	市学	
	<p>○スクールバス運行事業</p> <p>添乗員を配置したスクールバスの運行により、遠距離通学児童生徒の安全な登下校を確保する。</p>	市	
	<p>○校外活動等バス運行事業</p> <p>校外活動や部活動地域展開後の地域クラブ活動等における移動支援として、バスを運行し体験活動の充実・拡大を図り、「子どもたちの『やりたい・楽しみたい』を地域で」の理念実現を目指す。</p>	市	
	<p>○食育推進事業</p> <p>栄養教諭等の配置による食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進める。</p>	市学	
	<p>○学校給食提供事業</p> <p>調理業務等の調理、運搬業務の委託や調理従事者の充実、確保を図り、安心して安全な学校給食の提供環境を図る。</p>	市	
	<p>○学校給食安全衛生管理事業</p> <p>調理従事者の健康検査の定期的な実施や施設内の衛生環境の徹底のための消毒や清掃等、安心安全な学校給食の提供環境を充実する。</p>	市	

		○学校給食費管理事業 保護者や教職員の負担軽減施策としての学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費管理システムの運用により、公平で、適切な収納管理を図る。	市 学 市民	
		○コミュニティ・スクール推進事業 コーディネーターを配置し、学校と地域の連携・協働による学校運営を進める。また、研修会等の充実、コミュニティ通信を作成し地域へ発信するとともに、ボランティア活動に必要な経費等、活動支援を図る。	市 学 自	
		○中高連携教員配置事業 加配教員の配置により、生徒の学習指導や進路指導等の連携、充実を図る。	市 学	
	生涯学習・スポーツ	○体育大会運営事業 スポーツを通じた地域振興とコミュニティづくりを図るため、国民スポーツ大会等の各種大会やイベントの開催又は支援を行う。	市 自	
	その他	◎元気アップ運動等による体力向上事業 地域、みあさ保育園、美麻小中学校の連携による子ども達の生活習慣の改善と体力・学力の向上等を図る。	市 自	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 学校

学校は、児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、安全・安心な学習環境の確保を最優先に、教育課程等の変化に適応できるよう計画的な改修・整備を進めていきます。

また、学校は、公共施設の中でも大規模な施設であり、地区の中核的な施設であることから、地域コミュニティや防災の拠点施設としての機能を強化するため、空き教室等を活用した複合化・多機能化を検討するとともに、更新を行う際には周辺にある公共施設の機能の複合化を図るなどの検討を行っていきます。

## イ 集会施設

集会施設は、各地区における市民活動や学習の拠点として位置づけ、規模の適正化を図りつつ、必要な集会機能を確保していきます。

老朽化した施設の建替更新などの検討にあたっては、他の施設類型の集会機能を含めて集約化を進めることや、他の機能との複合化を検討し、スペースを有効活用していきます。

## ウ 文化施設

ホール機能等を備えた文化施設は、維持管理に多額の経費を要するため、収入の確保を図るとともに、より良い運営手法を検討していきます。また、計画的な予防保全により施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## エ 図書館

資料の収集、提供等、地域の知の拠点としての基本的な機能を充実させながら、電子情報化や広域連携などの検討や、サービスの維持・向上を図るとともに、効果的・効率的な運営手法についても検討していきます。

## オ スポーツ施設

既存施設の長寿命化を図るとともに、維持することが困難な施設や重複したスポーツ施設は統合・廃止をすることで効率的な管理を行います。

建物の更新にあたっては、利用状況などを考慮して、著しく利用者数の少ない施設や利用者に偏りがある施設については優先的に見直しを検討していきます。

また、広域利用が可能な施設については、本市だけではなく周辺市町村との共同利用など、広域的な観点での配置を検討していきます。

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 集落環境の整備

過疎化が特に進展する集落の多くは市内山間部及び北部を中心に点在し、これらの集落の多くは住宅が山間の傾斜地又は山裾にあり、人口の流出や高齢化が続いていることから集落機能の維持が難しい状況にあります。このため、地域の実情に応じた生活環境、生活基盤の整備に努めるとともに、地域住民による自主的、主体的な地域づくりを推進することが求められています。また、将来を見据えたまちづくりの計画の中で、中心市街地を中核として市域全体で機能的で効率的な暮らしやすい生活圏を形成する必要があります。

### (2) 対策

#### ア 集落環境の整備

##### ① 地域の絆でいきいきと暮らせる仕組みづくり

住みよい地域社会を築くために組織された自治会の円滑な運営の支援や、高齢者を地域で見守るための地域包括ケアシステムの構築などを促進し、子どもから高齢者まで近隣住民同士が支え合う、いきいきと暮らせる「まち」を実現します。

##### ② 「小さな拠点」形成による集落機能の維持継続

中山間地域においては、少子高齢化の進展や転出者の増加による人口減少が進み、日常生活の様々な場面で影響や支障が発生しています。住み慣れた場所で暮らし続けられる地域を維持していくために、住民が主体的に地域課題の解決を図る仕組みとして「小さな拠点」の形成を進め、日常生活を支援するサービス提供などの取組みを推進します。美麻地区においては、運営する組織が「一般社団法人」化されたことに伴い、日常生活を支援するサービス提供などの取組みを更に推進します。

##### ③ 地籍調査の継続

地籍調査について、計画に基づき宅地・農地を基本に調査を進めます。

### (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9. 集落の整備				
(1) 過疎地域持続的発展特別事業				
集落整備	○自治会の運営支援 各自治会からの相談対応や情報提供、連合自治会を通じた各自治会への補助金交付など、自治会の円滑な運営の支援を行う。	市 自		

		○ひとが輝くまちづくり事業 市民が地域資源等の活用や地域課題の解決に自主的に取り組む活動に対して補助金を交付し、市民活動を財政面から支援する。	市 自	
		◎地域づくり活動補助金交付事業 重点地域における住民主体の地域づくり活動組織を支援するために補助金を交付する。	市 自	
		◎集落支援員及び地域おこし協力隊員等地域支援人材の配置 集落支援員及び地域おこし協力隊等の制度を活用し、中山間地域の過疎・高齢化により集落機能の維持が難しくなっている地域を支援する。	市 自	
		◎小さな拠点形成支援事業 地域の課題解決に向けた地区別計画の策定支援や人口減少等により低下する集落機能への支援を行う。	市 自 産	
		◎美麻地区小さな拠点形成事業 美麻地区振興計画に基づき、道の駅に小さな拠点を設置し、地域運営組織等による生活支援サービス、自治会活動支援、移住・定住対策、空き家対策、地域間交流事業、特産品開発等を実施する。	市 自 産 学	
		◎移動支援サービス事業 市民バスが運休となる曜日、時間帯等において、カーシェアリング等を活用した住民相互の支え合いにより、中山間地域の交通弱者への移動支援サービスを行うことを支援する。	市 自	
		◎地籍調査の継続 平成15年度から事業を開始し、美麻地区内において、5地区17工区を計画し、調査を実施する。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

## 10 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域文化等

本市には、国宝仁科神明宮をはじめとする貴重な文化財や伝統行事、地域に根差した芸能や工芸、北アルプスと雄大な自然が育む山岳文化などがあります。これらの価値を再認識・再発信するため、歴史遺産や自然遺産などを観光と産業に結びつけた活用を行い、郷土文化や山岳文化などの魅力を多面的に発信する取組みが必要です。

また、多くの市民活動団体が、人の絆と地域固有の資源を活かしたまちづくり活動や芸術文化活動に取り組んでおり、市民自らが企画・運営を積極的に行い、市の活気や魅力の創出に向けて大きく寄与しています。その一方で、団体構成員や伝統文化の伝承者等の高齢化が進行する中で、次世代に引き継ぐための人材育成が必要です。

### (2) 対策

#### ア 地域文化等

##### ① 芸術文化の振興

芸術文化の持つ強い情報発信力や人を惹きつける力を最大限に活用し、地域の活力を再生しながら、本市への新たな人の流れを生み出し、交流人口の増加及び地域とさらに深く関わる「関係人口」の創出を目指します。併せて、地域の芸術文化活動の拠点や交流施設等として、遊休施設の再利用を検討していきます。

また、市民とともに、暮らしに豊かさや潤いを実感することができる芸術文化を活用した取組みを積極的に推進するとともに、先人より受け継いだ伝統文化の継承や地域資源を活用した工芸の振興などに取り組めます。

##### ② 山岳文化都市の魅力向上

日本で初めての山岳をテーマとする博物館を有する本市は、平成14年に自然と人とが共生する「山岳文化都市宣言」をしています。登山の普及・振興やライチョウの飼育研究、カクネ里氷河の発信などを通じて、山岳文化の魅力の向上を図り、「環境の世紀」と言われる21世紀にふさわしい山岳文化の発展と創造を目指します。

また、平成27年に国連により採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき、人と自然が共生する持続可能な地域社会の実現を目指して、人が暮らしやすい環境を保ち、魅力的なまちづくりを市民とともに構築していくため、科学的な視点に立脚してあらためて郷土“大町”を見つめ直す調査や教育普及活動を進めます。

##### ③ 文化財の保護と活用

地域内には、国宝仁科神明宮のほか、国指定重要文化財の旧中村家住宅などの建物や天然記念物などの貴重な文化財が数多く残されており、今後も適切な保

存・保護に努めるとともに、地域資源として観光や産業に結びつけた活用が必要です。

また、保存会等により、歴史ある郷土芸能や伝統工芸などの保存継承活動が行われていますが、その多くは少子化や高齢化により伝授者、継承者、参加者が減少しているため、後世に継承してくための体制づくり、人材育成や記録保存が必要です。

## (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等			
(1) 地域文化振興施設等			
地域文化振興 施設等	○山岳博物館・附属園施設整備事業	市	
	◎旧中村家住宅修繕事業	市	
	◎八坂ふるさと体験館整備事業	市	
	○遊休施設再整備事業	市	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
地域文化振興	○信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業 継続的に国内外から作家を招聘し、滞在製作や作品展示を市民などと交流・連携しながら、芸術文化を活かしたまちづくりに取り組む。	市 市民 産 学	
	○北アルプス国際芸術祭 アートの持つ強い働きにより、土地固有の地域資源を明らかにすることで、住民が地域の魅力を再認識するとともに、多様な人々が集うことで活力と元気に満ち溢れた持続可能な地域づくりに取り組む。	市 市民 自 産 学	
	○芸術文化に触れる機会の充実 自主公演事業の実施、ミニギャラリー等の充実を図る。	市	
	○市民参加と協働による芸術文化の振興 地区文化祭、市民芸術祭の開催等を行う。	市 市民	
	○市民参加と協働による特色ある文化の創造 市民芸術団体等の育成、支援を行う。	市 自	

		○山岳文化情報発信事業 SDG s など新たな考え方を取り入れ、自然と人との共生する山岳文化に関する情報発信を充実、発展する。	市 自 産	
		○文化財保護事業 指定文化財等の保存・保護活動と記録保存、指定文化財等の所有者等の保存・保護活動への助成、支援等を行う。	市 市民	
		○伝統芸能保存継承事業 保存会等の保存・継承活動への助成、支援等を行う。	市 自	
		◎旧中村家住宅管理利用活用事業 住宅の管理及び観光等での利活用を推進する。	市	
		○文化財等に関する学習機会の充実 文化財講座の開設等を行う。	市	
		○文化財研究調査事業 文化財の保存指定、登録に向けた調査研究を推進する。	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア 博物館等

地域特性と施設機能の連携・融合、施設間の役割分担等の見直しにより、歴史文化の保存と活用による効果的な施設運営を行います。また、相応のコスト負担が生じている状況を踏まえ、展示内容の複合化や指定管理者制度の導入も考慮に入れながら、入館者数の増加策を検討していきます。

建物の更新にあたっては、機能を他の施設に集約することなども視野に入れ、慎重に検討を行っていきます。

##### イ 観光・産業系施設

観光・レクリエーション施設は、観光戦略などを踏まえ、より有効な配置や、P P P / P F I の導入の可能性、民間移譲などを検討し、民間や地域を巻き込み、施設の有する機能を最大限に発揮できるように見直しを行います。

産業系施設は、社会経済状況や市民ニーズの変化、市内の産業などの動向を踏まえながら、保有する必要性が低下した施設や受益を受ける範囲が限られる施設は、運営

方法の見直しや民間移譲、廃止についての検討を行うとともに、その機能を精査し、他の施設類型の施設との集約などを検討していきます。

#### ウ その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 11 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現状と問題点

#### ア 再生可能エネルギーの利活用

再生可能エネルギーの普及は、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策及びエネルギー自給率の改善によるエネルギー安定供給に寄与することから、今後さらに普及促進が必要とされています。

本市には、北アルプスから流れ出る豊富な水と急峻な地形を活用した水力発電所が多数あり、近年は、市営の小水力発電をはじめ、民間事業者による太陽光発電などが盛んに行われています。本市に位置する再生可能エネルギー設備による発電電力量は、本市で消費される電気使用量の104%を賄える量となっています。

一方、市内で生産された再生可能エネルギーのほとんどは、電力として電力会社に売却され、市内での利用は進んでいない状況です。今後、再生可能エネルギーを地産地消できるような取組みが理想であり、また、企業や個人が再生可能エネルギーを選択して使用することも地域内の温室効果ガスの削減につながります。

### (2) 対策

#### ア 再生可能エネルギーの利活用

##### ① 再生可能エネルギーを活用するまちづくり

現在、本市における再生可能エネルギーの用途はFITによる売電が主流となっていますが、FIT認定の終了後や、今後進められる再生可能エネルギーを活用した電力について、地元での活用を検討します。また、今後進められる森林整備事業によって得られるバイオマスエネルギーについても積極的な利用を促進するとともに、技術革新がもたらす新たな再生可能エネルギー利用の可能性についても、当地の適正と合わせて把握に努めます。

##### ② 公共施設等の脱炭素化の推進

市の施設は、100%再生可能エネルギーを利用しており、年間2,400トンのCO2排出削減につなげています。公共施設等の改修、更新等に当たっては、断熱性能の高い材料の使用、照明のLED化など省エネルギー性能に優れた機器等の導入、また太陽光発電施設などの再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な脱炭素化に努めます。

### (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
11. 再生可能エネルギーの利用の推進				
(1) 再生可能エ	○小水力発電事業	市		

エネルギー利用施設	○公共施設等太陽光発電システム整備事業	市	
	○木質バイオマスボイラー導入事業	市	
	○公用車電動化等促進事業	市	
(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
再生可能エネルギー利用	○森のエネルギー推進事業 地域木材を利用した木質バイオマスの利用と普及を促進する。	市 産 市民	
(3) その他	○公共施設等省エネルギー化事業	市	

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

##### ア その他の施設

施設の必要性等を検討し、大町市公共施設等総合管理計画の全体目標に掲げる三つの基本方針「施設の有効活用」、「施設総量の適正化」、「長寿命化の推進」に基づき、具体的な取組みを進めます。

## 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 結婚支援

本市の自然動態は、出生数と死亡数の差が徐々に拡大している傾向が続いています。その背景の一つとして、結婚に対する若者の意識の多様化や若者の働き方との関係など様々な要因があります。若者の将来に対する経済的不安への雇用対策や安心して出産・育児ができる環境整備への取組みと同時に、若い世代のニーズを捉えた出会いや交流の場の創出への取組みが重要です。

### (2) 対策

#### ア 結婚支援の充実

##### ① 出会いの場の創出

少子化は未婚化と晩婚化の影響が大きいことから、若者の出会いの場の創出や結婚へ結び付ける機会づくりの拡充に取り組みます。市内事業者との連携により、20代から30代向けの異業種交流会の実施や、若者同士の出会いと自己啓発の推進、結婚への憧れ意識の醸成を図ります。

### (3) 事業計画

(◎：主に重点地域を対象とする事業)

持続的発展施策区分				
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項				
(1) 過疎地域持続的発展特別事業				
結婚支援	○出会い創出事業 独身男女の交流を図り出会いの創出を目的とした事業に補助を行う。	市 自 市民		
	○結婚支援事業 市定住促進協働会議結婚支援実行委員会が取り組む事業に対して負担金を拠出する。	市 産		
	○新婚夫婦応援事業 3万円分の地域商品券を交付する。	市 市民		
	○結婚新生活支援事業【再掲】 婚姻を機に取得または賃貸した住居費や引越費用、住宅リフォーム費用を補助。	市 市民		

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、「大町市公共施設等総合管理計画」及び「大町市公共施設管理個別施設計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展へとつながる過疎対策の推進に努めます。

## ◇ 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

（◎：主に重点地域を対象とする事業）

持続的発展施策区分			
事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成			
移住・定住	○移住相談 窓口対応やオンラインを活用した移住相談のほか、大都市圏で実施される移住フェアやセミナーへの参加及び開催。	市 自産	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○情報発信 様々なメディアをだけでなく、HP や SNS を活用した情報発信及び整備。	市 自産	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○体験ツアー 実際に来てもらい、地域の魅力を実感してもらう。	市 自産	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○サポート事業 地域に馴染んでもらうため各種事業を実施。	市 自産	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○お試し暮らし体験 移住検討者が、情報収集及び実生活に近い体験ができる施設を整備・運営する。	市	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○定住促進アドバイザー事業 定住支援に理解のある市民を委嘱し、移住希望者への助言や各種活動を行う。	市 市民	定住促進により、人口の増加が図られる。
	○定住奨励（U I ターン者） 3万円分の地域商品券を交付する。	市 市民	定住促進により、人口の増加が図られる。
	○結婚新生活支援事業 婚姻を機に取得または賃貸した住居費や引越費用、住宅リフォーム費用を補助する。	市 市民	婚姻を契機とした転出抑制により、人口の増加が図られる。
	○就業者等移住支援金 一定の地域から移住し、要件を満たす就業等した場合に支援金を給付。	市 市民	移住促進により、人口の増加が図られる。
	○大北地域企業説明会 本市出身学生等への就職・企業情報を提供し、地域内企業への就業促進による労働力不足の解消を図る。	市 自立圏 産	地元企業等への就職を推進することにより、Uターンの促進に資する。
	○テレワーク推進事業 テレワークを推進し、ICT を活用した新たな働き方を推進し、多様な労働環境を整備する。	市 産	多様な労働環境を創出することにより、移住・定住の促進に資する。
	○インターンシップ事業 大学生等へのインターンシップ活用促進とともに、高校生への地元企業や職業理解等の機会を創出し、地元就職率の向上を図る。	市 産	インターンシップの推進により、若年層のUターン・定住促進に資する。
	◎定住促進奨励金交付事業 空き家の有効活用と、定住促進及び地域活性化を図るため、対象地域内に居住・自治会加入した方に奨励金を交付する。	市 自 市民	空き家への入居と自治会活動等への参加により、集落機能の維持や活性化につながる。

地域間交流	○水を活かした地域ブランディングの推進 市の至高の地域資源である「水」に焦点を当て、地域資源の磨き上げと情報発信により、シビックプライドの醸成と、「水が生まれる信濃おおまち」としての認知度及び魅力度の向上を図る。	市 市民 産	市の認知度向上を図ることで移住・定住が促進される。
	○大町市キャラクターおおまびよん活用事業 各種イベントへの出演、グッズ制作により市のPRを実施する。	市 産	市の認知度向上により、移住・定住が促進される。
	○信濃大町サポーター事業 信濃大町サポーターを随時募集し、都内イベント時のサポートや情報発信を依頼していく。	市	市の認知度向上により、移住・定住が促進される。
	○しなのおおまちワーキングホリデー事業 市内事業所で働きながら、余暇を利用して地域を知り、地域住民との交流等を行い、新たな関係人口の創出及び地域活性化を図る。	市 自	地域の魅力発信と地域の担い手不足の解消に資する。
	○信州リゾートテレワーク（ワーケーション）事業 民間事業者と連携し、ワーケーションの基盤づくり及び地域交流を図る。	市 産	観光振興、交流人口の増加により、雇用拡大、移住・定住が促進される。
	◎山村留学推進事業 推進団体等への補助及びホームステイ家庭（農家）の確保などの支援を行う。	市 自	市の認知度向上及び交流人口の増加により、移住・定住に資する。
	○姉妹都市交流事業 姉妹都市の児童生徒との各種交流を通じて、地域の魅力の再発見等、地域理解を育む。	市 学	郷土愛の醸成により、Uターンを促進する
人材育成	○伝統・文化等郷土学習推進事業 地域の学習教材冊子の製作や地域教材のWEBサイト「おおまのヒミツ」の構築、運用を図り、郷土学習を推進する。	市 学	郷土愛の醸成により、Uターンを促進する。
	○キャリア教育推進事業 子ども達の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てるため、様々な教育活動を通じて、一人ひとりの基礎的・汎用的能力の発達や育成、職業人としての自立を促し、地域の未来を担う人材を育成する。	市 学	次代を担う人材育成により、持続可能な地域づくりが図られる。
	○奨学金事業 経済的理由により就学が困難な生徒に対して、卒業後の定住等、一定条件を満たす場合、償還を免除する奨学金を給付し、Uターンを促進する。	市	次代を担う人材育成により、持続可能な地域づくりが図られる。
	○市役所職場体験学習等の受入れ 若年層に対する市役所業務の職場体験学習等を実施し、地域の未来を担う人材を育成する。	市 学	次代を担う人材育成により、持続可能な地域づくりが図られる。
2. 産業の振興			
第1次産業	○新規就農者育成総合対策 独立・自営就農する認定新規就農者に対し、経営が不安定な就農直後の所得を確保するために補助を行う。	市	農業の担い手確保により、農業の振興や定住の促進が図られる。

○環境保全型農業直接支払事業 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組み、有機農業への取り組み等を行う組織に対し補助を行う。	市産	特色ある農業の育成と地球温暖化防止や生物多様性保全に繋がる。
○農作業維持体制構築事業 農業者の高齢化などで遊休荒廃農地を増やさないう機械作業の受託者への補助を行う。	市産	農業の担い手への集積を図ることで、地域産業の維持に資する。
○地域計画更新事業 各地域の実態に応じた農業の将来の在り方及び将来の農地利用の姿を示した地図を備えた「地域計画」を随時更新する。	市自産	農地の集約・利用促進により、住環境の保全及び農業の振興が図られる。
○中核的担い手育成事業 個別経営法人や認定農業者が過半を組織する団体への研修など育成に係る補助を行う。	市	農業の担い手育成により、農業の振興や定住の促進が図られる。
○園芸振興事業 園芸作物の生産拡大に取り組む生産者に、地域農業の活性化と持続可能性を高めるため補助を行う。	市産	農業経営の振興により、地域産業及び雇用の維持が図られる。
○農業マーケティング事業 農産物や農産物加工品等の新たな販路の確保・拡大に向け、輸出を促進するための取り組みを支援し、地域ブランド力の向上、経済の活性化を図る。	市産	農業経営の振興により、地域産業及び雇用の維持が図られる。
◎農村RMO（農村型地域運営組織）構築支援 農業と地域生活を支える多機能な地域組織であり、複数の集落が連携して地域の持続可能性を高める仕組みづくりを支援する。	市産自	地域運営組織の自立化を促進することにより、地域内の産業振興及び地域活性化が図られる。
○漁業振興事業 漁業協同組合が行う、淡水魚族ふ化、放流事業や外来魚駆除事業に補助を行い、内水面の漁業振興や河川湖沼の環境浄化を図る。	市産	特色ある漁業の育成と環境保全や生物多様性保全に繋がる。
○森林整備地域活動支援事業 森林整備に伴う共同計画策定を行う事業者への補助等を行う。	市産	事業者支援を通じて、雇用の維持と里山環境の保全が図れる。
○林業事業者支援事業 地域の森林振興のため、林業事業者へ育成支援及び安全装備購入費に補助を行う。	市産	地域林業振興等を支援することにより、雇用等の推進が図られる。
◎里山整備の推進 提案型集約化施策等の制度活用や住民が主体的に里山整備をする取り組みを支援する。間伐等による搬出材の産出地での利活用や流通するシステムを構築することで有効活用を図る。	市自産 市民	里山整備、間伐の促進、地域の景観形成、有害鳥獣対策等に資する。
○森林づくり補助事業 県の信州の森林づくり支援事業に基づき、森林所有者等が実施する間伐事業等を支援する。	市自産	事業者支援を通じて、雇用の維持と里山環境の保全が図れる。

商工業・6 次産業化	○設備投資・事業拡大・新分野事業展開等支援 各種助成制度、税制上の優遇措置及び制度融資資金等の周知啓発による利用を推進し、個人事業者、中小企業者等の支援を図る。	市産	地域内の産業振興により、安定した雇用の拡大を図る。
	○既存企業育成事業 工場誘致振興条例、中小企業振興条例等に基づく助成等により、既存企業を育成するとともに経営を支援する。	市産	地域内の産業振興により、安定した雇用の拡大を図る。
	○起業・創業支援事業 首都圏等からの移住を伴う就業・創業者への支援とともに、起業・創業に要する経費助成による地域活性化及び定住促進を図る。	市 市民 産	起業・創業を支援することにより、移住・定住に資する。
	○起業支援事業補助金交付事業 対象地域内の産業振興及び活性化を図るため、地域内の事業所等が同地域内で起業するために係る経費に対して補助金を交付する。	市産	雇用拡大により、移住・定住の促進及び地域の活性化につながる。
	○中小企業(創業)支援アドバイザー事業 専門アドバイザーを設置し、創業・起業の支援とともに、中小企業者の経営を支援する。	市産	地域内の産業振興により、雇用の維持及び拡大が図られる。
	○創業サポート事業 関係機関一体となった創業支援協議会を設置し、創業相談をはじめ、創業塾・セミナー開催による創業者・創業希望者への支援を行う。	市産	地域内の産業振興により、雇用の維持及び拡大が図られる。
	◎地域資源を活用した起業支援 スモールビジネスの誘致やスタートアップ支援を行う。	市産	地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
	○後継者育成支援事業 商店街連合会と連携し、専門機関等を通じた後継者の育成を図るとともに、円滑な事業承継の実現に向けた支援を行う。	市産	後継者の育成や事業継承の支援は、産業振興及び中心市街地等の活性化に資する。
	◎地区内事業者の継業支援 高齢化で後継ぎの必要となった美麻地区内事業者の継業支援を行う。	市産 自	後継者の育成や事業継承の支援は、産業振興及び中山間地域等の活性化に資する。
	○特産品開発等支援事業 特産品及び販路の調査・研究のほか、特産品開発セミナー等の開催によって、新たな特産品となる商品の開発支援を行う。	市産 自	特産品の開発により、地域の産業振興が図られる。
	○「おおまちカフェ」事業 既存特産品の磨き上げ・付加価値向上等のためのフェアを開催し情報発信等の支援により、売れる特産品の発見や商品改良を進め特産品振興と消費拡大を図る。	市産	特産品の振興により、地域の産業振興が図られる。

	<p>○6次産業化支援事業 美麻地区で平成25年から取り組んでいる遊休荒廃農地に作付けした花豆や大町中学校のとうがらし等を使った取組みにおいて、小中学校と連携した商品開発や販路開拓に協力し特産品化を推進する。</p>	市 自 産 学	産業振興と地域景観の保全に資する。
	<p>◎6次産業の創出 地域の困りごと解決を産業化する取組みを支援する。</p>	市 産 自	コミュニティビジネスの振興により、地域経済及び中山間地域等の活性化が図られる。
	<p>○地域商品券発行事業 プレミアム付き商品券等を発行し、地域内の消費喚起を促すとともに市民生活を支援する。</p>	市 市 民 産	住民に地域内での消費を促すことで、産業振興及び市街地等の人流増加が図られる。
	<p>○空き店舗等情報発信体制整備事業 商工会議所、商店街連合会と連携し、商店街の空き店舗や空き家情報を集約した情報発信体制を構築し、中心市街地の活性化を図る。</p>	市 産 自	空き店舗等の活用促進により、産業の振興及び中心市街地の活性化に資する。
	<p>○中心市街地活性化推進事業 中心市街地活性化基本計画（第4次）に位置付けられた24項目の施策・事業を推進し、活性化を図る。</p>	市 自 産	中心市街地活性化を推進することにより、賑わいの創出や地域産業の振興が図られる。
	<p>○信濃おおまちえんポーター制度 アンテナショップ等での即売会へ事業者を派遣することにより市場調査や販路拡大の場の提供を行う。</p>	市 産	特産品の販路拡大により、地域の産業振興に資する。
	<p>○事業者経営支援 ホームページ・SNSによる情報発信やSEO対策が進んでいない事業者を対象に、集客力の強化や情報発信体制を整えられるよう専門家を派遣し支援する事業を実施。</p>	市 産	地域内の産業振興により、雇用の維持及び拡大が図られる。
観光	<p>○訪日外国人観光客受入体制整備事業 訪日外国人旅行者向けツアーやコンテンツの造成、観光ガイド養成、エージェント・メディア招聘、カード決済等の推進に取り組む。</p>	市 産 広 自	安定した宿泊需要の確保、安定した雇用の創出につなげ、観光産業の活性化が図られる。
	<p>○滞在型観光整備事業 観光産業を基幹産業として活性化させるため、プロモーション活動や誘客宣伝、観光コンテンツの強化、公共施設のリノベーション、組織力強化や人材育成に取り組み、滞在型観光への転換を着実に推進する。</p>	市 産 広 自	周遊観光等の推進により、地域内経済の活性化が図られる。
	<p>○二次交通整備事業 人材不足や車両不足の課題に対応するため、AIデマンド方式による新たな運行手法を活用して移動手段を確保する。</p>	市 産 自	周遊観光等の推進により、地域内経済の活性化が図られる。

	○山岳観光振興事業 北アルプス山岳地域において、登山道や土砂崩落等の状況確認、災害発生時の迅速な情報収集、山小屋等への物資輸送支援などにドローンを活用し、安全で持続可能な登山環境の確保を図る。あわせて、環境整備の一環として、参加型プログラムによる登山道整備やワークショップを実施することで、人的支援に繋げていく。	市産	地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
	◎美麻自転車ロードレース推進事業 大会等の開催及び自転車ロードレースを活用した観光振興を行う。	市自	観光誘客により、地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
	◎施設設備等整備事業 観光振興や地域間交流の促進、市民の福祉増進等を図る施設において、設備及び備品の設置や老朽化に伴う更新を随時行う。	市	観光誘客により、地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
	◎体験・交流型観光の創出 生活体験等を中心とした滞在型観光の創出。	市自	観光誘客により、地域経済及び地域づくりの活性化が図られる。
企業誘致	○企業誘致推進 地域の特性を活かした企業誘致を推進し、大町市工場等誘致振興条例に基づく支援を行う。	市産	企業誘致により、市民や定住希望者の安定した働く場が確保される。
	○地域再生計画に基づく誘致推進 「地域再生計画（長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）」に基づく特定業務施設（「企画・経営管理」、「研究開発」）の誘致推進により地域再生を図る。	市産学	企業誘致により、市民や定住希望者の安定した働く場が確保される。
	○公の施設の利活用検討 企業・団体等における施設（シェアオフィス等）のテレワーク需要に対応したサテライトオフィス等誘致に向けた取組みを推進する。	市産学	都市圏企業等の進出を促進し、雇用の拡大や産業振興を図る。
その他	○中山間地域等直接支払事業 中山間地域の農地において、協定を締結し、継続して耕作を行う集落に対し補助を行う。	市産自	農地保全、水源涵養、良好な景観形成に寄与する。
	○多面的機能支払事業 農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者等が取り組む活動に対し補助を行う。	市産自	農地、水路、農道等の質的向上により、集落環境の維持・改善となる。
	○環境保全型農業推進事業 環境負荷低減に取り組む農業者が、有機JASの認定及び信州の環境にやさしい農産物認証のための認定機関に支払う経費を補助する。	市産	特色ある農業の育成と地球温暖化防止や生物多様性保全に繋がる。
	○有害鳥獣対策事業 農作物被害減少に向け、個体数調整や侵入防止柵の設置、追払い、生息調査などの有害鳥獣対策、捕獲した有害鳥獣の有効活用を行う。	市産自	安定的な農業所得の確保及び安心・安全な住環境の確保につながる。

	<p>○学校給食地産地消促進事業 生産者が学校給食へ安定して地場産物を供給できるよう冷蔵設備等の整備を支援し、学校給食における地産地消を促進する。</p>	市学	地域内産業の振興及び児童・生徒の郷土愛を醸成する。
	<p>○地産地消推進事業 地元産食材を活用したスタンプラリー等のイベントを開催し、食材の普及、販路拡大に努める。</p>	市産	地域内産業の振興及び地域内経済の活性化が図られる。
	<p>○特定地域づくり推進支援事業 特定地域づくり事業協同組合等の設置支援を通じて就業場所の少ない地域において通年雇用の実現と地域産業の振興を行う。</p>	市自産	中山間地域の雇用の確保により、移住・定住の促進に資する。
	<p>○人手不足対策事業 繁忙期の人手不足や慢性的に人手が足りない業種を支援すると同時に、当市の魅力を伝えるため、地方への移住に興味ある者を数日間滞在させ、仕事をしながら地域の暮らしを体験してもらう。</p>	市産	地域内の産業振興、雇用の維持及び拡大のほか、移住・定住の促進に資する。
	<p>○担い手対策事業 観光業や農業などの当地域の基幹産業等の担い手を創出するため、地方への移住に興味ある者を数日間滞在させ、当地域ならではの仕事と当市での暮らしの体験を通じて、事業継承等のきっかけ作りを行う。</p>	市産	地域内の産業振興、雇用の維持及び拡大のほか、移住・定住の促進に資する。
3. 地域における情報化			
情報化	<p>○観光拠点情報化推進事業 インバウンドに対応するデジタルコンテンツ、Wi-Fi 環境などの整備を行う。</p>	市産	観光産業のデジタル対応により、観光振興及び安定した雇用の拡大が図られる。
デジタル技術活用	<p>○先端技術検証事業 AI やIoT 技術を活用したスマート農業や経営支援、有害鳥獣対策、高齢者見守りシステム等の実証実験により実用化を検証する。</p>	市産自	先端技術の活用により、社会情勢の変化に対応する持続可能な社会の形成が図られる。
	<p>○スマート農業推進事業 スマート農業を導入しようとする生産者の所要経費の一部を補助する。</p>	市産	農業のデジタル化により、地域産業及び雇用の維持が図られる。
	<p>○林地台帳精度向上事業 ドローン等を活用し森林状況の情報を精査し、旧図や航空写真等と併せて現況から所有者境等の把握し森林整備推進を図る。</p>	市産	林業のデジタル化により、地域産業及び雇用の維持が図られる。
	<p>○関係機関と連携した経営支援事業 商工会議所、金融機関等関係機関と連携し、ICT を活用した経営支援を行う。</p>	市産	地域内の産業振興により、安定した雇用の拡大が図られる。
	<p>○観光マーケティング調査事業 ニーズに合った誘客宣伝を実施するため、データ分析ツールなどIoT 技術を活用したマーケティング調査を実施する。</p>	市産	観光産業が振興され、安定した雇用が拡大する。

	○保育支援システム運用事業 ICTを有効活用し、保育士業務の効率化により子どもと向き合う時間の確保を図るほか、保護者との双方向の連絡体制を整備し、家庭と保育園の連携を強化する。	市	保育環境の向上及び保護者の利便性向上により、子育て世代の定住が図られる。
	○児童クラブ ICT 化事業 システムを導入し、入退出の管理及び徴収管理を行い、利用者の利便性が図る。また保護者との連絡ツールとしても利用することで、保護者と児童クラブの連絡体制の整備を行う。	市	保育環境の向上及び保護者の利便性向上により、子育て世代の定住が図られる。
	○高齢者等 I T 端末安心活用環境整備事業 高齢化の進む中山間地域での高齢者等への確実な情報伝達を可能とするアプリの開発と使い方の普及啓発を行う。	市 市民 自	高齢者等の情報格差解消及び安心して暮らし続けられる環境を整備することにより、定住が図られる。
	○遠隔医療・オンライン診療事業 情報通信技術を活かしたオンライン診療事業について検討を行う	市 学	時代に合わせた医療提供体制で地域の安心と安全を確保する。
	○通学路安全推進事業 GISを活用した通学路安全マップのシステム整備を行い、地域との情報共有による見守り活動を促進するとともに、通学路の防犯カメラ整備や位置情報を活用した、安心安全な登下校環境を確保する。	市 学 市民	通学の安全対策により、子育て世代の定住が図られる。
	○保護者学校間連絡システム等整備事業 連絡システムの構築により、ICTの速報性、双方向性を有効かつ効果的に活かした、保護者と学校間の連絡体制を整備する。	市 学 市民	保護者との信頼関係の構築により、子育て世代の定住が図られる。
	○校務支援システム運用事業 ICTを有効に活用して教職員業務の効率化を推進し、ゆとりをもって子どもと向き合う時間の確保を図る。	市 学	教員の本来業務の質的向上により、子育て世代の定住が図られる。
4. 交通施設の整備、交通手段の確保			
公共交通	○市民バス運行事業 中心市街地と各地区を結ぶ市民バスの運行を行うとともに、市民バスの最適化、再構築に向けた協議を行う。	市	生活を支える交通手段の確保により、安心して住み続けられる生活環境が確保される。
	◎地域振興バス運行事業 交通空白地解消のため、地域振興バスを運行する。	市	生活を支える交通手段の確保により、安心して住み続けられる生活環境が確保される。
	○公共交通対策事業 大町市地域公共交通計画に基づき、公共交通ネットワークの形成や Maas 等の基盤整備などを推進する。	市 産	持続可能な公共交通を実現し、生活を支える地域公共交通が維持・確保される。
その他	◎地域主体型交通 美麻地域において、地域団体が主体となって実施する、地域住民の買い物、通院、通学支援などの移動支援（無償運送）である「たすかる美麻」の運行を支援する。	市 自	生活を支える交通手段の確保により、安心して住み続けられる生活環境が確保される。

5. 生活環境の整備			
生活	◎簡易水道事業 中山間地等に点在する集落に安全で良質な水道水を提供するため、施設の適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。	市	安心・安全な暮らしの提供により、定住が促進される。
	◎農業集落排水事業 中山間地等において自然環境に配慮し、生活排水を適正に処理するため、施設適切な維持管理と安定的な事業運営を行う。	市	生活環境の向上により、定住が促進される。
	○マイホーム取得助成事業 市内での新たな住宅取得への助成により定住奨励を図る。	市 市民	定住促進により、人口の増加及び地域活性化が図られる。
	◎住宅新築資金等利子補給金交付事業 対象地域の定住促進と活性化を図るため、地域内で金融機関から融資を受けて住宅の新築・増改築・購入を行った場合の利子の一部を補給する。	市 市民	移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	○空き家バンク制度の実施 事業者や自治会等と連携し、市内の空き家の有効活用を通して市内への定住を促進し、地域活性化を図る。	市 産	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	○空き家流通促進事業 放置されている空き家の解消及び住宅供給を増やすため、空き家の片付け清掃費及び改修費に補助を行う。	市 市民	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	○移住推進空き家改修事業 市内で新たに空き家を取得する際の空き家の改修費に補助を行う。	市 市民	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	◎空き家の管理体制の促進及び空き家等解消に対する組織の強化 早期対応による発生の抑制、地域及び関係機関と連携した空き家対策の体制強化を図る。	市 市民	住環境の改善及び移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
	◎公の施設を活用した移住及び定住の促進 美麻地区内の普通財産を活用し、移住・定住希望者への有効活用を図る。	市 産 自	移住・定住の促進により、地域の活性化が図られる。
環境	○合併処理浄化槽設置推進事業 公衆衛生の向上を図るため、水洗化促進に取り組み、個別処理区域については、浄化槽設置補助及び浄化槽管理補助を助成する。	市	生活環境の向上により、定住人口の増加対策に資する。
防災・防犯	○消防団整備、装備整備事業 消防団が安全に活動するために、装備品の充実強化を図る。少人数でも利用できる消防器具の整備を行う。	市 消防団	防災体制の強化により、安心・安全な地域づくりが図られる。
	○消防資機材整備事業 災害時に備え、資機材等を整備する。	市	防災体制の強化により、安心・安全な地域づくりが図られる。

	○消防団員確保事業 消防防災力の向上を図るために、団員確保の広報活動を行う。また、消防団活動に協力している事業所や団体に対し、重要な社会貢献を果たしていることを広く知らせていく。	市 消防団 産 自	地域防災力の向上により、暮らしやすく安心なまちづくりに資する。
その他	○雪かき支援員派遣事業 高齢者世帯等へ雪かき支援員を派遣する。	市 自 市民	高齢者の除雪負担の軽減により、定住が促進される。
	○老人世帯等除雪費支給事業 積雪による住居の損壊等を防止するため、除雪に要する費用の一部を助成する。	市 自 市民	高齢者の除雪負担の軽減により、定住が促進される。
6. 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
児童福祉	○子育て支援体制の充実 子育て支援セミナーの開催、保育サポーターの養成等を行う。	市 市民	子育て支援の充実により、子育て世代の移住・定住が促進される。
	○子ども・親子自然体験の推進 親子教室の開催等を行う。	市 自	子育て支援の充実により、子育て世代の移住・定住が促進される。
	○出産祝金・育児家庭応援事業 出産時及び3歳児の健やかな成長を願うとともに定住促進を図ることを目的に、祝い金及び商品券を支給する。	市 市民 産	子育て支援の充実により、出生数の増加及び定住が促進される。
	○こんにちは赤ちゃん訪問事業 生後4か月の乳児がいる家庭を、民生児童委員等が訪問し、支援の必要な家庭の早期発見、子育ての孤立化を防ぐための相談、情報提供による子育て支援を行う。	市	子育て支援の充実により、定住を促進する。
	○おうち子育て応援事業 保育園を利用せず、家庭で子育てをしている家庭を対象に応援グッズと電子クーポンを給付する（年度末年齢1・2歳児家庭対象）	市	子育て支援の充実により、定住を促進する。
	○保育所管理運営事業 保護者が就労等により家庭で子どもを保育できない場合に、保護者に代わり保育園で保育を実施する。	市	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○認定こども園等運営支援事業 市内認定こども園、家庭的保育事業等の運営補助を行う。	市・学	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○保育所・認定こども園通園バス等運行事業 再編により通園する園が遠くなった場合、通園バス等により通園を支援する。	市・学	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童福祉扶助事業 子育て短期支援事業、障がい児童通所支援事業、重度心身障害児童福祉手当など。	市	子育て支援の充実により、定住を促進する。
	○母子等福祉事業 DV、離婚など女性等が抱える問題や悩みの相談に対して、事情にあわせた支援を実施する。また、ひとり親家庭の各種相談、就業相談、職業紹介、就労支援、養育費確保のための養育費相談等を実施する。	市	子育て支援の充実により、定住を促進する。

	○こども家庭センター 母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育てへの相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施する。	市	子育て支援の充実により、定住を促進する。
	○療育事業 特性のある子どもが身近で、生活能力の向上や集団生活の適応、社会との交流促進など療育指導等が受けられる体制の充実を図り、子どもの成長・発達を支援する。	市	子育て支援の充実により、定住を促進する。
	○一時預かり事業 保育施設を利用していない児童等を対象に、家庭で保育ができない時間、保育園や認定こども園で一時的に預かり、保育を実施する。	市・学	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○病児・病後児保育事業 子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所などの施設が利用できない場合、子どもを一時的に預かり、保育を実施する。	自立圏	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○障がい児保育事業 特別な支援を必要とする児童の個別対応等の保育を行うため、加配保育士を配置し、個々の成長につながる適切な保育を実施する。	市	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童センター事業 子育て全般に関する支援を行う拠点施設として、児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな児童の健全育成を図る。	市	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童遊園地管理事業 児童に安全かつ健全な遊び場所として、地域とともに協働により児童遊園地を管理設置する。	市自	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○児童クラブ事業 下校後帰宅しても保護者がいない児童を保護し、遊びなどを通して健全育成指導を行なう。	市	子育て環境の向上を図り、定住を促進する。
	○入学お祝い事業 就学時にお祝い商品券の配布により、就学時に要する費用負担の軽減を図り、子育て世帯を応援するとともに、市内の消費喚起を図る。	市 市民産	子育て支援の充実により、定住促進が図られる。
	○就学援助事業 経済的理由により就学困難な保護者に対して、学用品費や給食費等、その費用の一部について援助を行う。	市	子育て支援の充実により、定住促進が図られる。
	○木育推進事業 1歳6ヵ月健診時に積木をプレゼントするほか、県産間伐材を使用した積木の貸出しを行い、木育を推進する。	市	子育て環境の向上及び郷土愛の醸成により、定住を促進する。
高齢者・障害者福祉	○通所型介護予防事業 通所型サービスや、地域での介護予防教室等で運動機能維持改善や認知症予防等に取り組み、要介護状態の予防を図る。	市	介護予防、介護の重度化を防ぎ、高齢者等の社会参加により、地域活性化が図られる。

	○介護予防普及啓発事業 通いの場等への関与により、心疾患、脳血管疾患等の発症や重症化予防のため、栄養指導の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。	市	健康寿命の延伸により、高齢者等の社会参加が促進され、地域活性化が図られる。
	○自主活動団体育成事業 自助・互助を推進する地域での通いの場、見守りの場として、定期的にサロン等を開設する団体等への支援を行う。	市 自	社会参加の促進及び地域住民相互のつながりを深めることで、地域活性化が図られる。
	○生活支援体制整備推進事業 生活支援コーディネーターを中心として、地域ニーズや社会資源の把握を行い、新たな資源の創出及び支え合い等の体制整備を図る。	市 自	新たな生活支援サービスの創出及び地域での自助・互助の推進により、定住が促進される。
	○高齢者の日常生活支援サービス提供体制整備 中山間地等で生活する高齢者等が、介護保険制度や市町村介護予防事業等の対象とならない日常生活を営む上で必要なサービス（移動支援、買い物支援、庭の草刈り等）を住民が主体的に提供することについて必要な支援を行う。	市 自	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりにより、定住促進が図られる。
	○成年後見制度支援事業 金銭管理等の日常生活支援、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発等のほか、市長申立てに係る費用補助及び後見人への報酬扶助等。	市 自 立 圏	高齢者福祉の充実により、定住の促進が図られる
	○認知症総合支援事業 認知症地域支援推進員配置により、相談支援、家族支援、普及啓発を実施し、認知症初期集中支援チームによる早期対応に向けた支援体制を整備する。	市	認知症になっても本人の尊厳を守り、住み慣れた地域で暮らし続けられる。
	○地域活動支援センター事業 就労が困難な障害者等に対して創作的活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るため、日中の活動を支援する。	市 産	就労生産活動の機会や社会参加の提供により、地域活性化が図られる。
	○障害者総合相談支援事業 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営む為の相談支援を行う。	市 自 立 圏	障害者やその家族等に対する支援により、地域で安心した生活につながる。
7. 医療の確保			
自治体病院	○医師及び医療スタッフ確保事業 安定した医療提供体制を確保するため、医師及び医療スタッフの確保に努める。	市	安定した医療提供体制で地域の安心と安全を確保する。
	○産科医師確保事業 安心して出産・育児ができる環境を整備するため、産科医師の確保に努める。	市	安心できる出産・育児環境の整備により子育て世代の定住を促進する。

	○総合診療科医師育成事業 高齢者救急や在宅診療などの医療需要増加に対して、安定した診療体制を提供するため、新家庭医療プログラムなどの専門的な研修プログラムにより総合診療科の医師を育成する。	市	高齢化に伴う在宅医療など医療需要の変化に対応する。
その他	◎国民健康保険直営診療所運営事業 開業医が所在しない地区に診療所を設置し、内科、外科、小児科等の通常診療や高齢者への訪問診療等を行い、地域医療を提供・充実する。	市	中山間地域における医療体制の維持・充実により、定住促進が図られる。
	◎診療所患者送迎事業 中山間地域の通院困難者への送迎バスを運行し、受診機会の確保を図る。	市	中山間地域における受診環境の確保により、定住促進が図られる。
	◎オンライン診療事業 常勤医師の安定した確保が難しい状況から、オンライン診療を導入し、医療サービスの継続を図る。	市	中山間地域における医療体制の維持・充実により、定住促進が図られる。
8. 教育の振興			
義務教育	○幼保小中連携事業 コーディネーターを配置し、個々に応じた指導を連続的に行い、学力向上を図るとともに、「不登校問題」や「中一ギャップ」、「小1プロブレム」といった今日的な課題解決を図る。	市学	教育環境の充実により、子育て世代の定住が図られる。
	○学習支援員等配置事業 支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、多様化する教育ニーズに対応した加配教員を配置し、安定した学習環境を保つことにより学力の定着を図る。	市学	きめ細かな指導体制の確立により、子育て世代の定住が図られる。
	○学力・体力向上事業 全国学力学習状況調査の早期採点の実施による早期の授業改善に取り組むとともに、認知能力検査の実施など、民間が有する機能を活用し、個に応じた学習改善等を進めるとともに、外部有識者による研修機会を設け、教員の指導力向上による学力向上を図る。 体力向上プログラムの開発など、有識者による指導・研修機会を設けることにより、将来を担う子どもの体力向上を図る。	市学	きめ細かな指導体制の確立により、子育て世代の定住が図られる。
	○学校第三者評価実施事業 教育学を専門とする第三者の学校評価の実施により、学校運営の改善による教員の指導力の向上等、教育水準の向上を図る。	市学	授業改善等、指導力の向上により、子育て世代の定住が図られる。
	○不登校児童生徒対策事業 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門職の配置により、関係機関と連携を図りながら、問題を抱える児童生徒や保護者との相談体制を確立し、支援策の活用など、児童生徒の不安解消による登校支援を図る。	市学	きめ細かな相談体制の確立により、子育て世代の定住が図られる。

	○特別支援教育充実事業 特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導を効果的に進める等、加配教員を配置し、インクルーシブな教育環境を整備する。	市学	きめ細かな指導体制の確立により、子育て世代の定住が図られる。
	○スクールバス運行事業 添乗員を配置したスクールバスの運行により、遠距離通学児童生徒の安全な登下校を確保する。	市	遠距離通学の安全確保により、子育て世代の定住が図られる。
	○校外活動等バス運行事業 校外活動や部活動地域展開後の地域クラブ活動等における移動支援として、バスを運行し体験活動の充実・拡大を図り、「子どもたちの『やりたい・楽しみたい』を地域で」の理念実現を目指す。	市	教育活動の充実により、子育て世代の定住が図られる。
	○食育推進事業 栄養教諭等の配置による食に関する指導の充実に取り組むとともに、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進める。	市学	地域理解の深まり等により、Uターンが促進される。
	○学校給食提供事業 調理業務等の調理、運搬業務の委託や調理従事者の充実、確保を図り、安心して安全な学校給食の提供環境を図る。	市	安心安全な学校給食の提供により、子育て世代の定住が図られる。
	○学校給食安全衛生管理事業 調理従事者の健康検査の定期的な実施や施設内の衛生環境の徹底のための消毒や清掃等、安心安全な学校給食の提供環境を充実する。	市	安心安全な学校生活環境の充実により、子育て世代の定住が図られる。
	○学校給食費管理事業 保護者や教職員の負担軽減施策としての学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費管理システムの運用により、公平で、適切な収納管理を図る。	市学 市民	保護者負担の軽減により、子育て世代の定住が図られる。
	○コミュニティ・スクール推進事業 コーディネーターを配置し、学校と地域の連携・協働による学校運営を進める。また、研修会等の充実、コミュニティ通信を作成し地域へ発信するとともに、ボランティア活動に必要な経費等、活動支援を図る。	市学自	地域とともにある学校づくりの推進により、地域活性化が図られる。
	○中高連携教員配置事業 加配教員の配置により、生徒の学習指導や進路指導等の連携、充実を図る。	市学	次代を担う人材育成により、持続可能な地域づくりが図られる。
生涯学習・スポーツ	○体育大会運営事業 スポーツを通じた地域振興とコミュニティづくりを図るため、国民スポーツ大会等の各種大会やイベントの開催又は支援を行う。	市自	認知度向上による観光振興及び市民活力の創出による地域活性化が図られる。
その他	◎元気アップ運動等による体力向上事業 地域、みあさ保育園、美麻小中学校の連携による子ども達の生活習慣の改善と体力・学力の向上等を図る。	市自	将来を担う子どもたちの健やかな成長により、地域活性化が図られる。

9. 集落の整備			
集落整備	○自治会の運営支援 各自治会からの相談対応や情報提供、連合自治会を通じた各自治会への補助金交付など、自治会の円滑な運営の支援を行う。	市 自	自治組織等における活動の継続・充実により、地域活性化が図られる。
	○ひとが輝くまちづくり事業 市民が地域資源等の活用や地域課題の解決に自主的に取り組む活動に対して補助金を交付し、市民活動を財政面から支援する。	市 自	市民による課題解決や自治活動の充実により、地域活性化が図られる。
	◎地域づくり活動補助金交付事業 重点地域における住民主体の地域づくり活動組織を支援するために補助金を交付する。	市 自	住民主体の活動を支援することにより、集落機能の維持や活性化につながる。
	◎集落支援員及び地域おこし協力隊員等地域支援人材の配置 集落支援員及び地域おこし協力隊等の制度を活用し、中山間地域の過疎・高齢化により集落機能の維持が難しくなっている地域を支援する。	市 自	人口減少時代に対応した集落機能の維持に資する。
	◎小さな拠点形成支援事業 地域の課題解決に向けた地区別計画の策定支援や人口減少等により低下する集落機能への支援を行う。	市 自 産	人口減少時代に対応した集落機能の維持に資する。
	◎美麻地区小さな拠点形成事業 美麻地区振興計画に基づき、道の駅に小さな拠点を設置し、地域運営組織等による生活支援サービス、自治会活動支援、移住・定住対策、空き家対策、地域間交流事業、特産品開発等を実施する。	市 自 産 学	人口減少時代に対応した集落機能の維持に資する。
	◎移動支援サービス事業 市民バスが運休となる曜日、時間帯等において、カーシェアリング等を活用した住民相互の支え合いにより、中山間地域の交通弱者への移動支援サービスを行うことを支援する。	市 自	生活を支える交通手段の確保により、安心して住み続けられる生活環境が確保される。
	◎地籍調査の継続 平成15年度から事業を開始し、美麻地区内において、5地区17工区を計画し、調査を実施する。	市	公平な課税と土地の有効利用に資する。
10. 地域文化の振興等			
地域文化 振興	○信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業 継続的に国内外から作家を招聘し、滞在製作や作品展示を市民などと交流・連携しながら、芸術文化を活かしたまちづくりに取り組む。	市 市民 産 学	芸術文化活動の振興により、交流人口増加、観光振興、郷土愛の醸成が図られる。
	○北アルプス国際芸術祭 アートの持つ強い働きにより、土地固有の地域資源を明らかにすることで、住民が地域の魅力を再認識するとともに、多様な人々が集うことで活力と元気に満ち溢れた持続可能な地域づくりに取り組む。	市 市民 自 産 学	芸術文化活動の振興により、交流人口増加、観光振興、郷土愛の醸成が図られる。

	○芸術文化に触れる機会の充実 自主公演事業の実施、ミニギャラリー等の充実を図る。	市	心豊かな充実した生活ができる地域づくりにより、地域活性化が図られる。
	○市民参加と協働による芸術文化の振興 地区文化祭、市民芸術祭の開催等を行う。	市 市民	心豊かな充実した生活ができる地域づくりにより、地域活性化が図られる。
	○市民参加と協働による特色ある文化の創造 市民芸術団体等の育成、支援を行う。	市 自	芸術文化活動の振興により、地域活性化が図られる。
	○山岳文化情報発信事業 SDGs など新たな考え方を取り入れ、自然と人が共生する山岳文化に関する情報発信を充実、発展する。	市 自 産	ブランド力の向上やシビックプライドの醸成等により、移住・定住を促進する。
	○文化財保護事業 指定文化財等の保存・保護活動と記録保存、指定文化財等の所有者等の保存・保護活動への助成、支援等を行う。	市 市民	地域資源の保護、活用により、地域活性が図られる。
	○伝統芸能保存継承事業 保存会等の保存・継承活動への助成、支援等を行う。	市 自	地域資源の保護、活用により、地域活性が図られる。
	◎旧中村家住宅管理利用活用事業 住宅の管理及び観光等での利活用を推進する。	市	地域資源の保護、活用により、観光振興及び地域活性が図られる。
	○文化財等に関する学習機会の充実 文化財講座の開設等を行う。	市	郷土への愛着や誇りの醸成により、定住が促進される。
	○文化財研究調査事業 文化財の保存指定、登録に向けた調査研究を推進する。	市	地域資源の保護、活用により、地域活性が図られる。
11. 再生可能エネルギーの利用の推進			
再生可能エネルギー利用	○森のエネルギー推進事業 地域木材を利用した木質バイオマスの利用と普及を促進する。	市 産 市民	循環型の地域エネルギーの活用により、持続可能な地域づくりが図られる。
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項			
結婚支援	○出会い創出事業 独身男女の交流を図り出会いの創出を目的とした事業に補助を行う。	市 自 市民	婚姻後の定住促進と少子化対策に資する。
	○結婚支援事業 市定住促進協働会議結婚支援実行委員会が取り組む事業に対して負担金を拠出する。	市 産	婚姻後の定住促進と少子化対策に資する。
	○新婚夫婦応援事業 3万円分の地域商品券を交付する。	市 市民	婚姻を契機とした転出抑制により、人口の増加が図られる。
	○結婚新生活支援事業【再掲】 婚姻を機に取得または賃貸した住居費や引越費用、住宅リフォーム費用を補助。	市 市民	婚姻を契機とした転出抑制により、人口の増加が図られる。

※ 自：自治・市民団体等 産：民間企業等 学：教育機関等 広域：広域連合 自立圏：連携自立圏 ほか